

第10次三島市高齢者保健福祉計画
第9期三島市介護保険事業計画

【案】

健やかに生き ともに支え合い 幸せを育む
地域共生社会の実現

令和 **6** 年度～令和 **8** 年度

(2024 年度～2026 年度)

令和5年12月

三 島 市

< 目 次 >

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景と目的.....	2
2 計画の基本理念及び基本的視点.....	3
3 計画の法的位置づけ.....	6
4 計画の期間.....	6
5 他計画との関係.....	7
6 計画の策定体制.....	7
第2章 高齢者の現状と将来推計	9
1 高齢者の現状と将来推計.....	10
2 日常生活圏域の現状.....	13
3 今後の日常生活圏域.....	14
第3章 第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の実施状況と 評価及び課題	15
1 高齢者の生きがいつくりの推進.....	16
2 健康づくりと介護予防の充実.....	21
3 包括的支援の推進.....	28
4 認知症施策の総合的な推進.....	32
5 地域生活を支える体制の整備.....	36
6 暮らしを支える介護サービスの充実.....	43
■ 基本方針における指標の現状.....	49
7 今期の計画に向けた課題の整理.....	50
第4章 基本理念・基本方針	53
1 基本理念.....	54
2 基本方針.....	55
■ 施策の体系.....	56
■ 基本方針における指標.....	57
第5章 基本方針に基づく施策	59
1 高齢者の生きがいつくりの推進.....	60
（1）生きがいつくり活動の促進.....	61
（2）スポーツ・生涯学習活動の促進.....	64
（3）就労等への支援.....	67

2	健康づくりと介護予防の充実	68
	(1) 健康づくりの推進	69
	(2) 介護予防事業の推進	73
	(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	76
3	地域生活を支える体制の整備	78
	(1) 支え合う地域づくりの推進	79
	(2) 地域での生活の継続に向けた支援	81
	(3) 住環境整備の推進	84
	(4) 災害・感染症対策に係る体制整備	88
4	多分野連携による包括的支援体制の強化	89
	(1) 相談・支援体制の強化	90
	(2) 在宅医療・介護の連携推進	94
5	認知症施策の総合的な推進	96
	(1) 認知症の人を支える体制の強化	97
	(2) 認知症の人とその家族への支援	100
6	暮らしを支える介護サービスの充実	103
	(1) 介護予防サービスの提供	104
	(2) 介護サービスの提供	107
	(3) 給付の適正化と人材確保等	112

第6章 介護保険サービス量等の見込みと 保険料 117

1	介護保険事業費の算定	118
	(1) 介護予防サービス給付費の推計	118
	(2) 介護サービス給付費の推計	118
	(3) 標準給付費の推計	118
	(4) 地域支援事業費の推計	118
2	施設整備の考え方	118
	(1) 施設整備の目標	118
3	第1号被保険者保険料の算定	119
	(1) 介護保険の財源	119
	(2) 第1号被保険者の保険料	119

第 1 章 計画の概要

1 計画の背景と目的

近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、総務省の人口推計による令和4年10月1日現在の65歳以上人口は3,623万6千人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となり過去最高となっています。本市においても、令和4年度末の総人口10万6,740人のうち、65歳以上の高齢者人口は3万2,294人を占め、その割合は30.3%です。

「団塊の世代（昭和22年～24年に生まれた人）」すべてが75歳以上になる令和7年（2025年）を今期計画期間に迎え、さらにその先を展望すると、「団塊のジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）には、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加が見込まれます。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、また、在宅医療利用者や認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定され、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要になるとともに、ヤングケアラーなどの介護者に対する支援や、介護環境の把握など、他分野との連携による体制づくりも求められています。

こうした中、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指すことを目的として、令和2年6月に、社会福祉法、介護保険法、老人福祉法などの改正を含む「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行することとされました。

また、令和5年6月には、認知症がある人でも尊厳を持って社会の一員として自分らしく生きるための支援や、認知症予防のための施策を定めるための、認知症基本法が成立しました。

このような社会保障制度の見直しを受け、本市では、前期計画の取組の実績や課題を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）を計画期間とする「第10次三島市高齢者保健福祉計画・第9期三島市介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の基本理念及び基本的視点

(1) 基本理念

第10次三島市高齢者保健福祉計画・第9期三島市介護保険事業計画は、上位計画である第5次三島市総合計画の理念に沿って策定をしており、総合計画の基本理念である「つながりを力に変える」に基づき、高齢者福祉の施策を行う観点から「健やかに生き ともに支え合い 幸せを育む 地域共生社会の実現」を基本理念とします。

この基本理念のもと、高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現を目的として、以下の6項目を施策の方針とします。

基本理念「**健やかに生き ともに支え合い 幸せを育む 地域共生社会の実現**」

基本方針 ①高齢者の生きがいがづくりの推進 ②健康づくりと介護予防の充実
③地域生活を支える体制の整備 ④多分野連携による包括的支援体制の強化
⑤認知症施策の総合的な推進 ⑥暮らしを支える介護サービスの充実

(2) 基本的視点

① 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

国は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、今まで構築を進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護の連携強化や情報基盤の一体的な整備の促進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などに努めていくこととしています。

② 健康と地域づくりで育む幸せ実感都市

本市では、「スマートウェルネスみしま」として、あらゆる分野に健康の視点を取り入れ、「健幸」都市づくりを進めており、健康で充実した毎日を少しでも長く過ごせるよう考えています。

また、生きがいがづくりや就労など、人と人が地域でつながり、地域で暮らす人たちが互いに支え合いながら、生き生きと過ごせるよう努めることで、高齢者が健康で、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、きずなづくりを進めています。

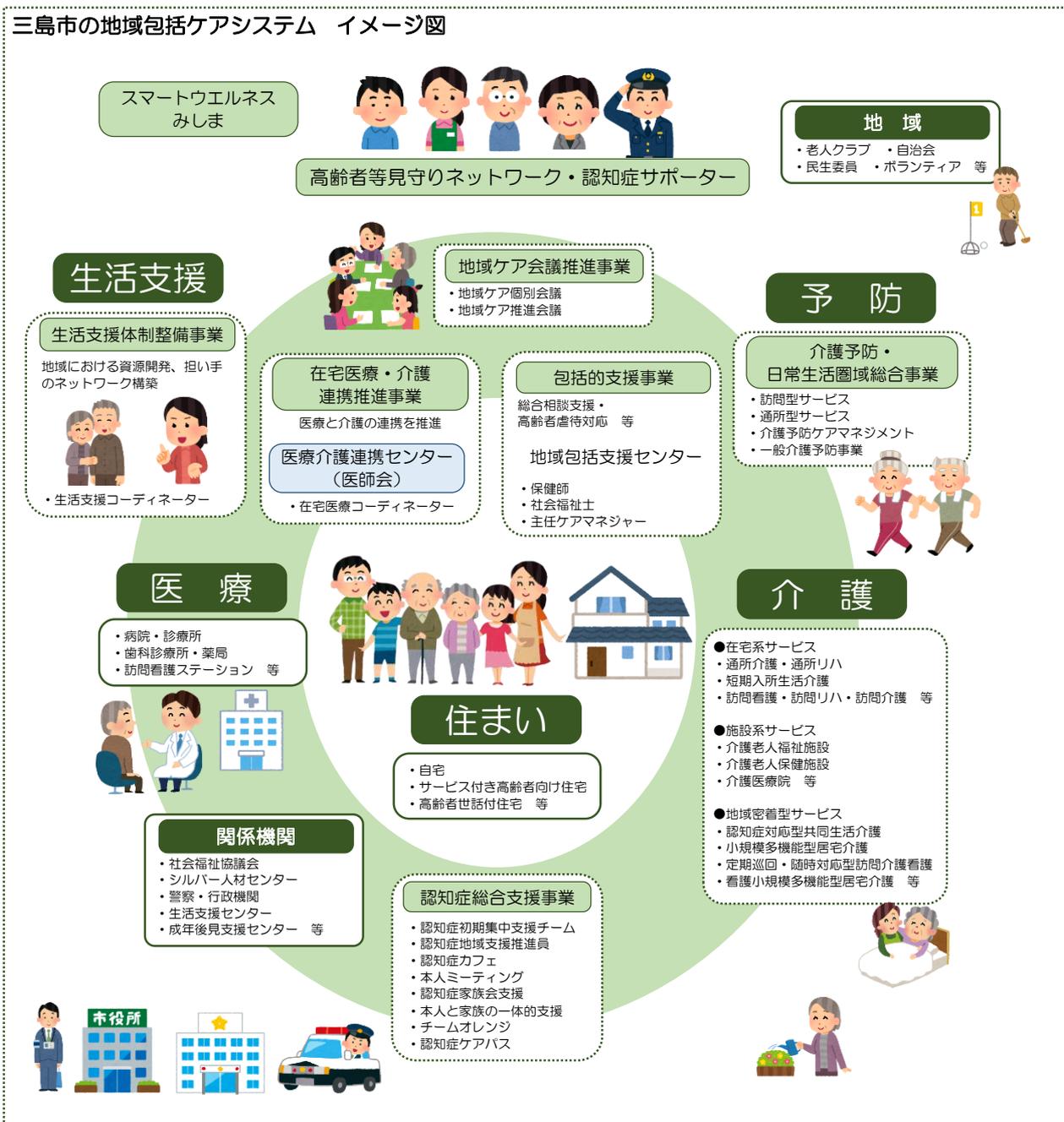
本市の取組を推進することで、健やかに生き、ともに支え合いながら、幸せを実感できる社会を目指します。

③ 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護が必要な状態になっても、できる限り在宅生活が継続できるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方を踏まえ、高齢者が在宅で安心して生活できる支援体制の深化、推進に取り組んでいます。

さらに、地域のさまざまなネットワークによる相談支援をはじめ、近隣同士の共助による見守り、インフォーマルな支援も含めた包括的な地域ケア体制を整備する必要があります。

三島市の地域包括ケアシステム イメージ図



④ SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsは気候変動や差別などの世界的な課題に対して、持続可能な世界を実現するために、経済、社会、環境の三側面から総合的に取り組むべき、国際社会全体の普遍的な目標です。

本市では第5次三島市総合計画前期基本計画において各施策にSDGsを位置付け、積極的に推進することとしたため、本計画においても、今後の人口減少、超高齢化社会の進行などの課題の解消に向けて、SDGsの達成に向けた取組を進めていきます。

持続可能な世界を実現するための17の目標のうち、高齢者の保健福祉に係る目標は主に次の3つになります。



■すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



■住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



■パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

〈参考〉持続可能な世界を実現するための17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の「市町村老人福祉計画」に相当し、当該市町村で確保すべき老人福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

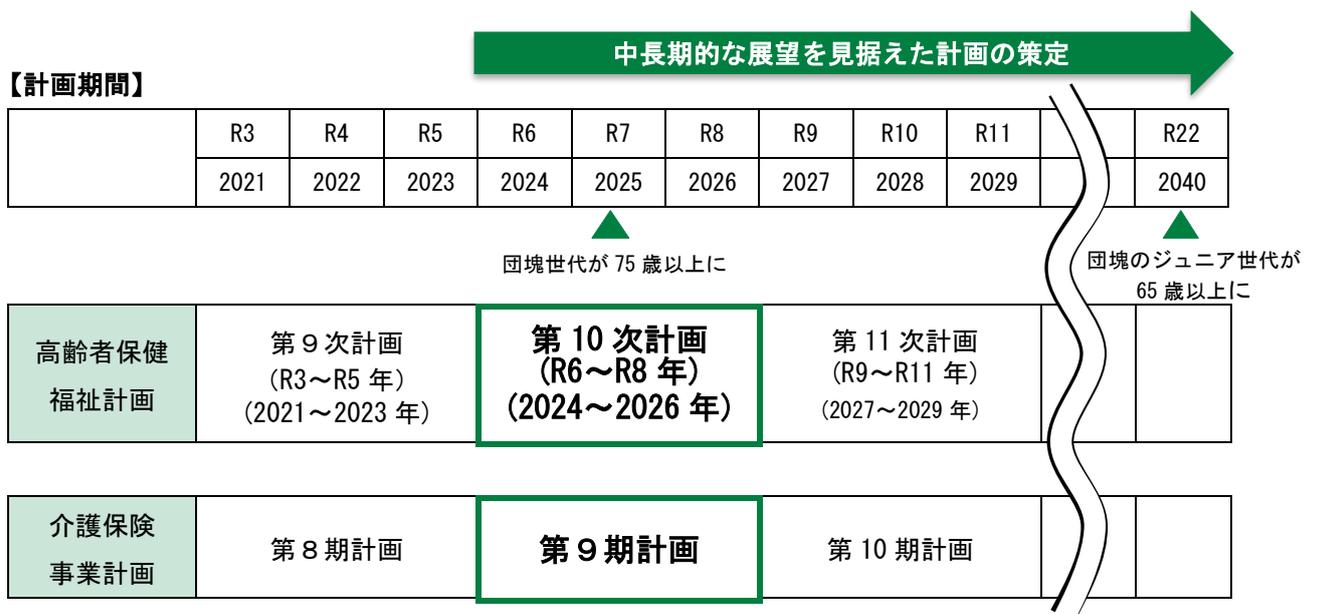
また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の「市町村介護保険事業計画」に相当し、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の取組を示したものです。

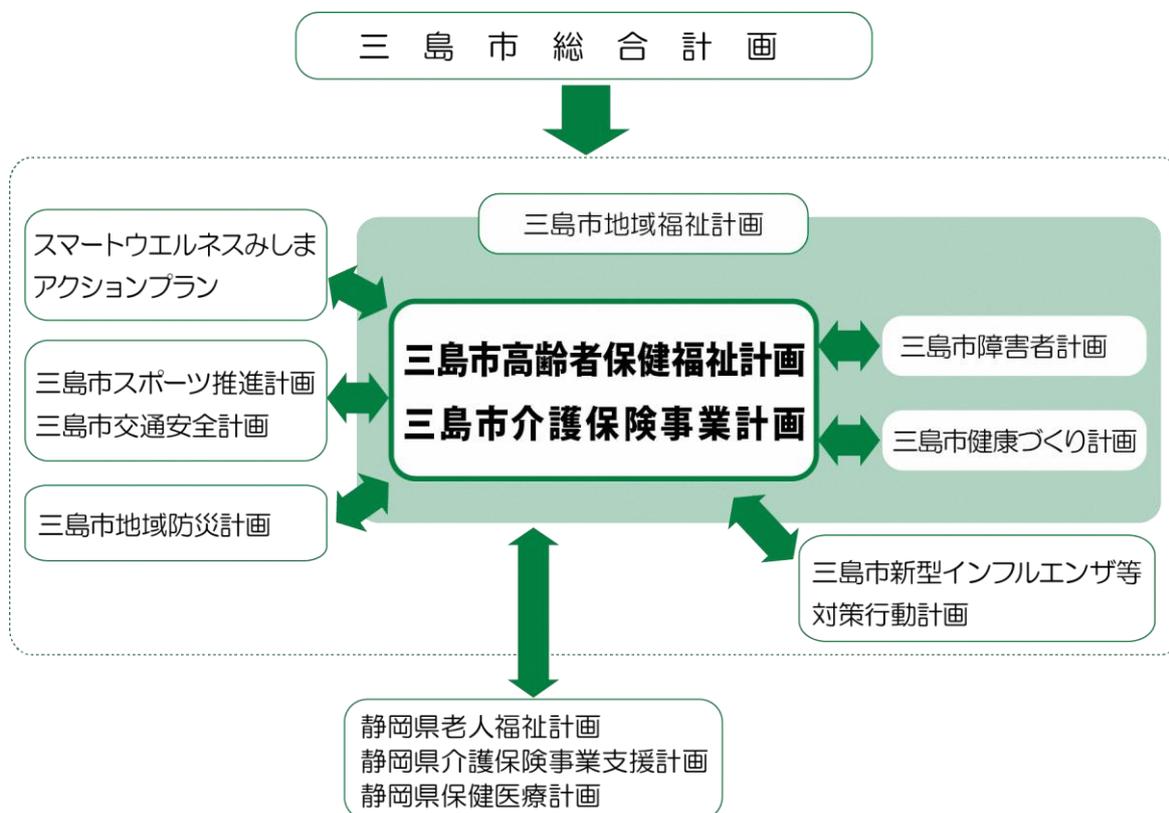
本計画策定においては、計画期間中に迎える「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）および「団塊のジュニア世代」が65歳以上になり、さらに現役世代が急減する令和22年（2040年）などを見据え、必要な支援を地域の中で包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を効果的に機能させる必要があります。

これらを踏まえ、中長期的視野に立って、段階的な充実の方針と本計画の位置づけを明らかにし、本計画の目標と具体的な施策を計画に表します。



5 他計画との関係

この計画は、静岡県老人福祉計画、介護保険事業支援計画及び静岡県保健医療計画と整合を図り、第5次三島市総合計画の実現に向け取り組む施策を、三島市地域福祉計画などを勘案し、一体的に策定するものです。



6 計画の策定体制

第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するため、市関係部課長による「三島市高齢者保健福祉計画等策定検討委員会」で素案を協議、検討し、「三島市高齢者保健福祉及び介護保険運営懇話会」の中で、市民代表及び有識者に幅広く意見を伺いました。

第2章 高齢者の現状と将来推計

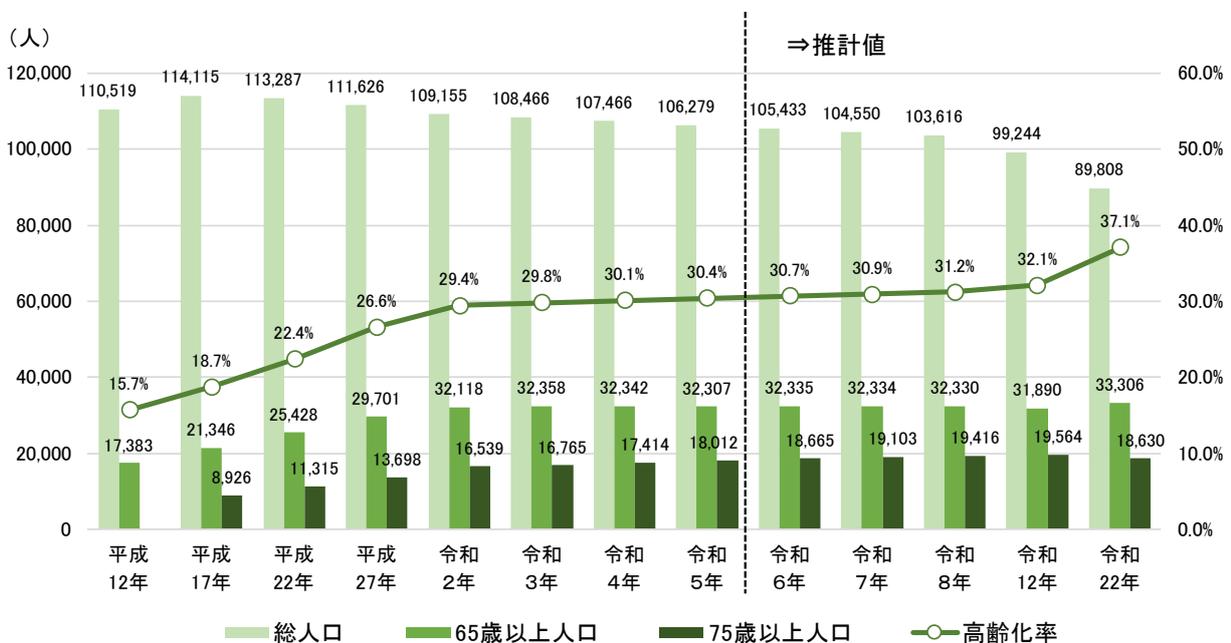
1 高齢者の現状と将来推計

(1) 人口構造

人口の推移を見ると、平成17年には114,115人でしたが、平成19年から減少傾向が続いており、令和5年には106,279人となっています。推計によると、令和8年には市内人口は103,616人、令和12年には99,244人、令和22年には89,808人にまで減少すると予想されます。

一方で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和5年で32,307人となっています。推計によると、令和8年に32,330人となり、その後は横ばいが続きますが、その内訳をみると、75歳以上の人口は令和11年あたりまで増加することが予想されています。

高齢化率は、令和5年の30.4%から、令和8年には31.2%、令和12年には32.1%、令和22年には37.1%となることが予想されています。



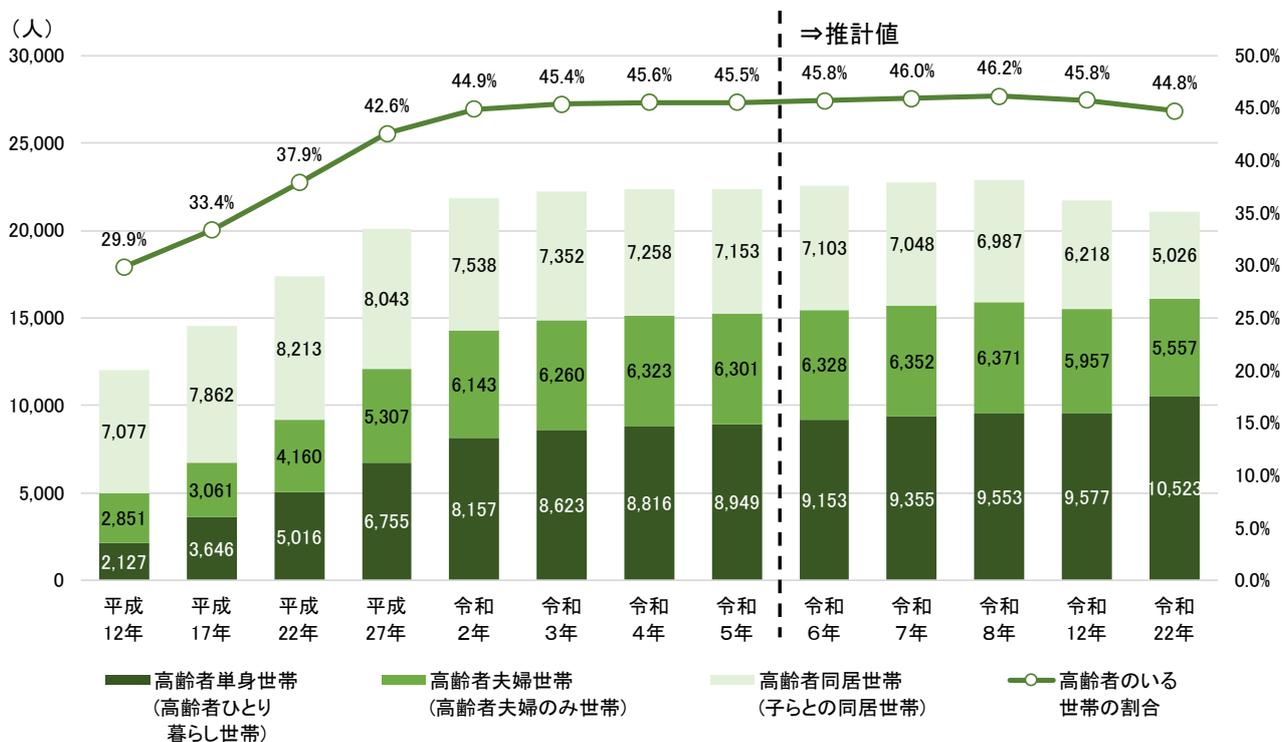
※平成12年は、国勢調査結果（10月1日現在、外国人登録者含む。）を掲載しています。

※平成17年、平成22年、平成27年、令和2年から令和5年までは、住民基本台帳（9月30日現在、外国人登録者を含む。）の人口を掲載しています。

※将来人口の推計は、住民基本台帳の人口を基に、単純コーホート法により算出しています。

(2) 世帯の状況

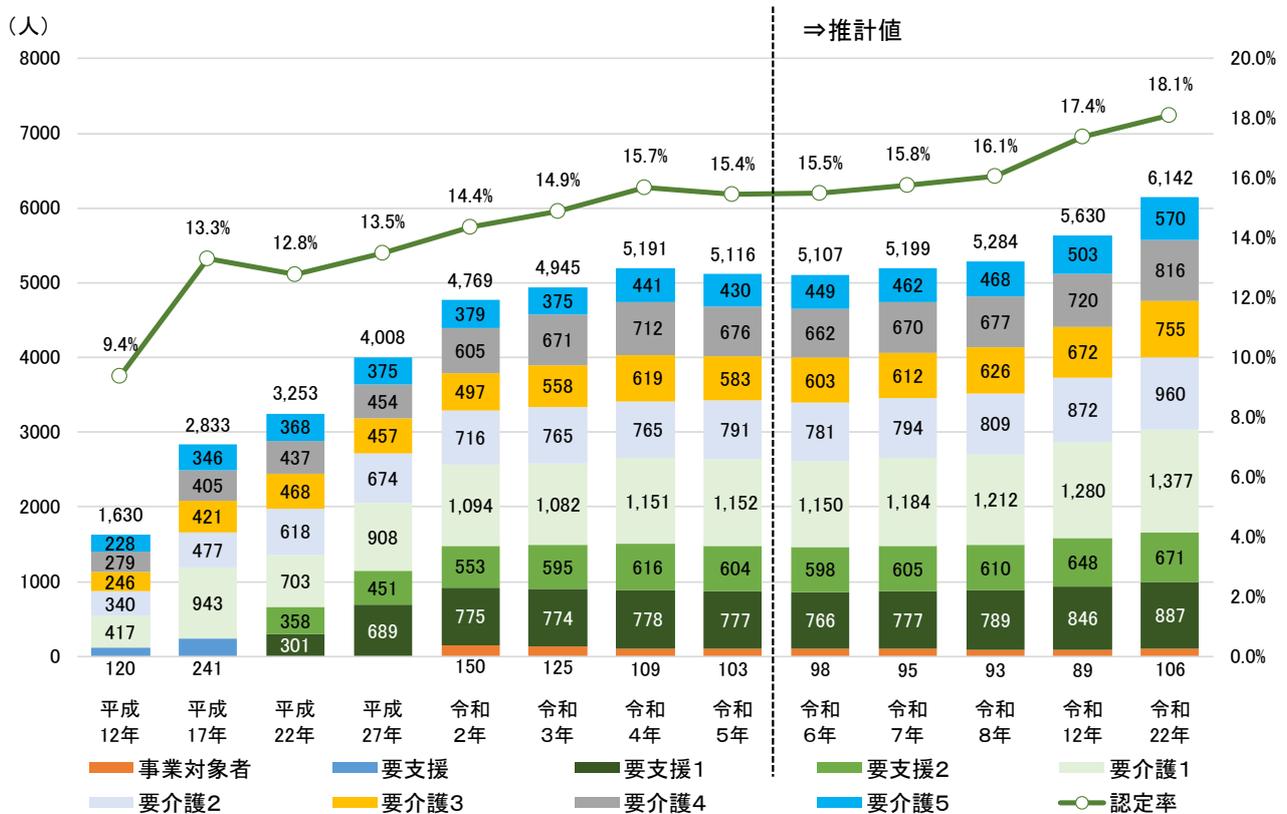
高齢者のいる世帯は増加が続いており、令和5年では22,403世帯となっています。推計によると、令和8年には22,911世帯になると予想されますが、その後は減少に転じ、令和12年には21,752世帯、令和22年には21,106世帯になると予想されます。高齢者のいる世帯の割合は、令和2年以降微増で推移しており、令和5年では45.5%となっています。また、推計によると令和8年には46.2%になると予想されます。



※その他の高齢者のみ世帯は非掲載にしています。
 ※平成12年は、国勢調査結果（10月1日現在、外国人登録者含む。）を掲載しています。
 ※平成17年、平成22年、平成27年から令和5年は、高齢者福祉行政基礎調査結果（4月1日現在、外国人登録者含む。）を掲載しています。
 ※将来世帯数の推計は、住民基本台帳の世帯数、高齢者福祉行政基礎調査結果、人口推計における将来の高齢者人口を基に算出しています。

(3) 要支援・要介護認定等の状況

要支援・要介護認定等の状況は、高齢者数の増加に伴い、該当者数も増加しており、令和5年では5,116人となっています。推計によると、令和8年には5,284人、令和12年には5,630人、令和22年には6,142人まで増加すると予想されます。



※平成12年から令和5年は、各年9月30日現在の認定者数
 ※令和6年以降は地域包括ケア「見える化」システムから算出
 ※認定者には第2号被保険者(40歳~64歳)を含んでいます。

(4) 認知症高齢者等の状況

認知症高齢者及び若年性認知症の人の状況は、令和5年では3,315人となっています。推計によると、令和8年には3,234人、令和12年には3,371人、令和22年には3,743人まで増加すると予想されます。

実績値(人)			推計値(人)				
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
3,014	3,132	3,315	3,378	3,530	3,678	3,926	4,209

※令和3年から令和5年までの実績値は、各年9月30日現在の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」Ⅱ以上の人数としています。
 ※「認知症日常生活自立度」とは、介護保険の要介護認定時に用いられる指標で、自立→Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ→Ⅴの順に重度となります。Ⅱ以上は、認知症により日常生活に何らかの介護・支援を必要とする状態をいいます。

2 日常生活圏域の現状

地域の特性に応じた、多様で柔軟なサービス提供を可能とする支援体制とするため、地理的条件（旧行政区）なども考慮して、三島南地区、三島北地区、北上地区、錦田地区及び中郷地区の5つの「日常生活圏域」を設定しています。

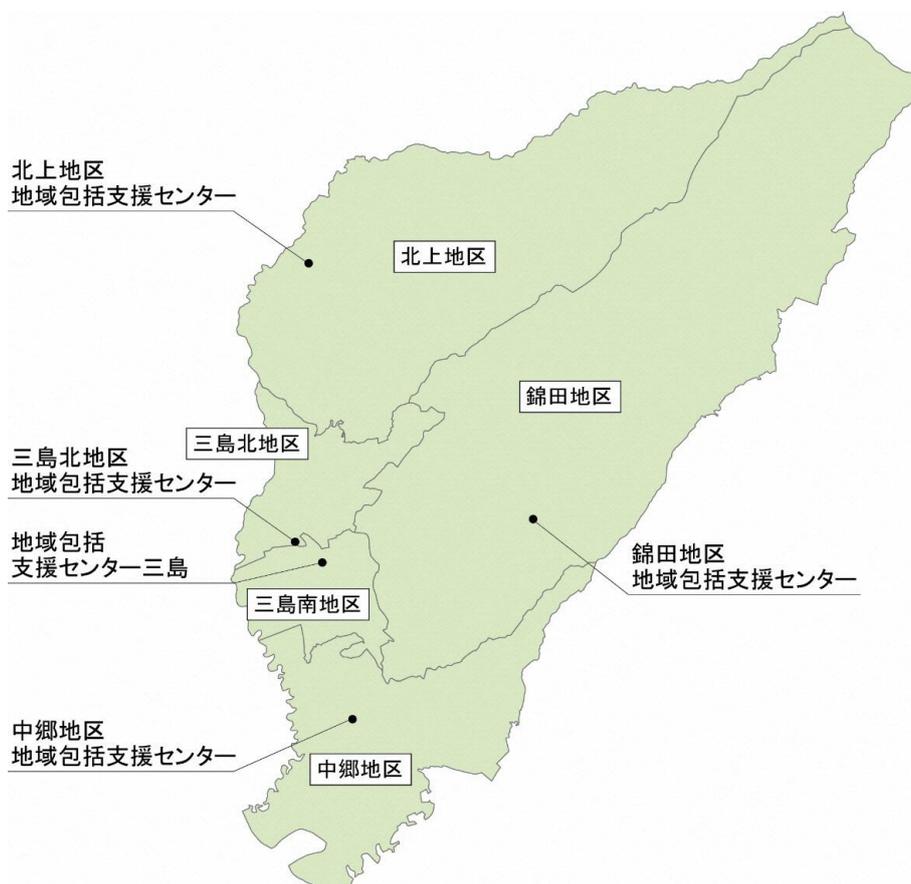
各地区には「地域包括支援センター」を設置し、地域の現状や課題の把握、ネットワークの構築などの取組を推進しています。

今後しばらくは、支援の必要な高齢者が増える状況にあるため、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、日常生活圏域の見直しが必要となっています。

	人口(人)	65歳以上(人)	高齢化率(%)
三島南地区	17,465	5,708	32.7%
三島北地区	20,722	5,610	27.1%
北上地区	22,170	7,120	32.1%
錦田地区	21,013	6,691	31.8%
中郷地区	24,909	7,178	28.8%
計	106,279	32,307	30.4%

※令和5年9月30日現在の住民基本台帳（外国人登録者を含む。）から掲載しています。

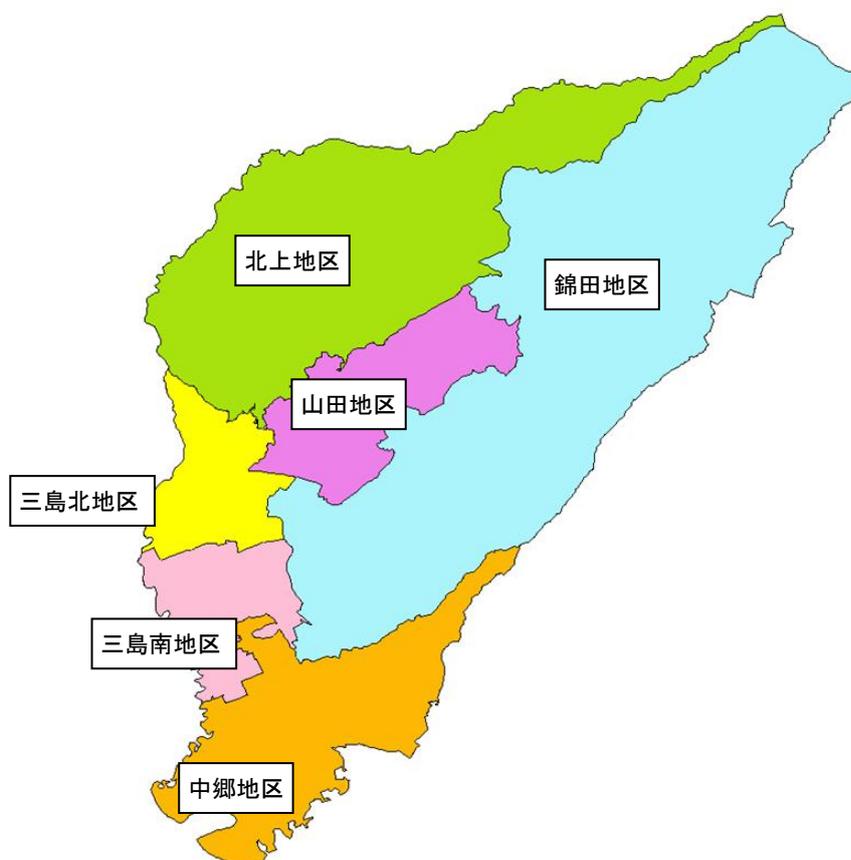
※令和元年10月1日に旧市内地区を中心としたエリアを三島南地区・三島北地区に分割するなどの日常生活圏域の再編を行いました。



3 今後の日常生活圏域

平均寿命の延伸により後期高齢者人口が増加する中、今後も予測される単身世帯の高齢者や認知症高齢者など、支援の必要な高齢者に適切に対応するため、日常生活圏域を再編していく必要があります。身近な地域でのサービス提供が行えるよう、第9期計画では、山田中学校区に1圏域増やし、地域別人口を考慮して隣接する地区を調整したうえで、以下のように日常生活圏域を6か所とすることを検討しています。

【第9期計画における日常生活圏域再編のイメージ図】



第3章 第9次高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画の実施状況と評価及び課題

1 高齢者の生きがいがづくりの推進

(1) 社会活動の促進

①社会活動への参加支援

ア 生きがい教室事業

教室講師ボランティアが高齢化等により減少しており、新たなボランティアを探す必要がありますが、見つからないことが多く、教室支援員の負担が増大しています。

また、近年、利用者の高齢化が進み、教室の難易度の設定が難しくなっていることや支援が必要な利用者も増えてきているため、今後、対象者の見直し等対応方法の検討が必要になります。

イ 老人福祉センター

新型コロナウイルス感染防止対策としてカラオケ等の設備の利用制限などから、利用人数が計画値を達成することができませんでした。令和5年度には利用制限を解除しましたが、60歳以上でも働く市民が増加しており、利用人数の大幅な増加は見込めません。

ウ 老人憩いの家

コロナ禍により利用団体が解散したことや、シニアクラブ会員の高齢化や減少に伴い、利用回数、利用者数共に減少しています。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
生きがい教室事業	実施回数(回)	1,200	1,101	91.8	1,200	1,203	100.3	1,200
	参加延人数(人)	23,000	15,241	66.3	24,000	17,345	72.3	25,000
老人福祉センター	利用人数(人)	63,000	34,191	54.3	63,000	44,958	71.4	63,000
老人憩いの家	利用回数(回)	480	44	9.2	480	145	30.2	480
	利用人数(人)	9,700	150	1.5	9,700	534	5.5	9,700

※次期計画値は、P. 61, P. 62 参照

②地域活動の促進

ア 老人クラブ活動

会員が高齢化しており、役員を引き受ける人がいないために老人クラブ連合会を脱会するクラブが多くなっています。

また、就労している人や老人クラブ以外の通いの場等で活動している人も多く、以前より社会参加の選択肢が増えているため、入会者が少なくなっています。魅力ある活動と活動内容の周知を継続して実施していく必要があります。

イ 住民主体の通いの場の充実

令和2年度にコロナ禍の通いの場支援として居場所・サロン支援金を交付したため、把握できていなかった既存の通いの場の把握につながり、計上数が増えました。

支援金により活動継続を図りましたが、一時的な効果にとどまり、参加を自粛する高齢者も多く、参加率は減少傾向にあります。

通いの場の立ち上げや活動の再開、継続支援を行っていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
老人クラブ活動	単位老人クラブ数(団体)	49	45	91.8	49	47	95.9	49
	会員数(人)	2,300	2,052	89.2	2,300	2,040	88.7	2,300
住民主体の通いの場の充実	通いの場数(カ所数)	116	184	158.6	117	170	145.3	118
	高齢者の参加率(%)	13.5	15.9	—	13.7	13.5	—	13.9

※次期計画値は、P. 62、P63 参照

※通いの場数には単位老人クラブ数が含まれます。

③高齢者の外出支援

ア 高齢者バス・鉄道利用助成事業

令和5年度から、1乗車につき使える助成券の枚数をバス・鉄道は2枚、タクシーは3枚に拡充し、利用率の向上に努めています。

配布方法については対象者全員に郵送で配布していますが、利用実績のない対象者が約半数であるため、配布対象の検討が必要です。

事業実績	令和3年度			令和4年度			令和5年度
	計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
利用者数(人)	11,100	12,541	113.0	11,200	13,161	117.5	11,300
利用枚数(枚)	222,000	232,761	104.8	224,000	243,618	108.8	226,000

※次期計画値は、P. 63 参照

(2) スポーツ・生涯学習活動の促進

①生涯学習の促進

ア みしま教養セミナー

令和4年度に実施したアンケート調査結果では「満足・やや満足」を合わせた満足度が82%と高い水準にあるものの、コロナ禍による事業規模縮小が主な要因で実施回数及び参加人数は減少傾向にあります。

一方、別事業である放送大学静岡学習センターや公益財団法人遺伝学普及会と連携した講座や講演会を実施することで、市民の教養を高めるための新たな学習機会を提供していきます。

イ 生涯学習まつり

令和4年度は3年ぶりの開催となりましたが、新型コロナウイルス感染防止により館内の食事禁止や催しにも制限があり、従前の規模での開催ができませんでした。

また、活動団体の減少や高齢化により参加が難しくなっている団体もあるため、参加層の拡大が必要です。

ウ 寿大学

受講生は60歳以上の市民を対象、定員は140名としています。

令和4年度までは新型コロナウイルスの影響もあり、申込者数が定員まで達しない状況でしたが、令和5年度は申込者が増加しました。

高齢者の生きがいをづくりや生涯学習の場として、引き続き事業を実施していく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
みしま教養 セミナー	講座数(講座)	6	3	50.0	6	2	33.3	6
	参加人数(人)	120	49	40.8	120	86	71.7	120
生涯学習まつり	回数(回)	1	0	0.0	1	1	100.0	1
	入場者数(人)	3,850	0	0.0	3,850	2,723	70.7	3,850
寿大学	開催回数(回)	11	11	100.0	11	11	100.0	11
	参加人数(人)	150	136	90.7	150	135	90.0	150

※次期計画値は、P. 64、P. 65 参照

②高齢者のスポーツ及びレクリエーションの推進

ア スポーツ教室及び高齢者レクリエーション

スポーツ教室では、新型コロナの影響から回復傾向にあり、参加人数も戻りつつあります。参加者が多い人気のスポーツ教室を継続して開催するとともに、新たな教室の開催を計画していくことも必要です。

グラウンドゴルフ、ゲートボール、輪投げだけでなく、ボッチャやウォーキング大会など新たな事業の計画もしています。

イ ラジオ体操の普及

それぞれの地域で自主的、定期的にラジオ体操を行っている団体があります。市民体育館においても、地元団体が、毎朝ラジオ体操を行っています。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
スポーツ教室	教室数(教室)	38	34	89.5	39	34	87.2	40
	参加人数(人)	1,000	1,035	103.5	1,200	1,089	90.8	1,400
高齢者レクリエーション	参加人数(人)	1,030	357	34.7	1,030	679	65.9	1,030

※次期計画値は、P. 66 参照

(3) 就労等への支援

①就労等への支援

ア 高齢者いきがいセンター

高齢者の就業機会を確保するための情報収集・提供や、高齢者の就業に必要な知識及び技能の向上に関する講習等を行うため、指定管理により施設の管理運営を行っており、利用者数は増加傾向にあります。

今後も指定管理者である三島市シルバー人材センターと連携し、高齢者の社会参加、生きがいづくりのため、就業機会を確保する事業の継続が必要です。

イ シルバー人材センター

高齢者の社会参加、生きがいづくりにつながる取り組みとして、臨時的、短期的、軽易な業務に就業を希望する高齢者の就業機会の確保に努めています。

会員数は減少傾向にあり、シルバー人材センターが継続して高齢者に就業機会を提供するためには、発注者に向けセンターから安定した労働力を提供するため、新規入会者の増加に関する取組などを行い、会員数の現状維持を目指す必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
高齢者 いきがいセンター	利用回数(回)	425	662	155.8	430	743	172.8	435
	利用人数(人)	2,360	3,618	153.3	2,375	4,006	168.7	2,390
シルバー人材 センター	会員数(人)	740	672	90.8	750	664	88.5	760

※次期計画値は、P. 67 参照



2 健康づくりと介護予防の充実

(1) 健康づくりの推進

①健康づくり事業

全体としては、おおむね計画どおりに行うことができています。

コロナの影響が少なくなり、人々の動きが元に戻る中で、生活習慣病や感染症の発症・重症化を予防し、健康寿命の延伸を図るためには、定期的な健診の受診や予防接種を実施することが望まれます。今後も様々な健康づくり事業や媒体を通じて、無関心層へ予防の大切さを伝えていく必要があります。

ア 特定健診・後期高齢者健診

国民健康保険の特定健診は被保険者の健康の確保と生活習慣病予防や介護予防につなげることを目的に実施しており、後期高齢者健診は静岡県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施しています。

課題となっている健診受診率向上対策としては健診未受診者への通知を行っています。

イ がん検診

受診率向上のため、対象者への個別受診券送付や保健委員のロコミ活動による受診勧奨を実施していますが、受診率は横ばいであり、無関心層への周知が課題となっています。

ウ 歯周病検診

65歳、70歳の受診率は、若い年代に比べて高く推移しています。

歯周病は糖尿病や肺炎など様々な疾患と密接な関連があるため、幅広い年代への周知が必要です。

エ 骨粗鬆症検診

検診の結果、要精密検査となった対象者の精密検査受診率向上が課題となっています。

また、年齢が上がるにつれ受診時にはすでに骨粗鬆症の状態である方が多くなるため、早期からの啓発が必要と考えられます。

オ 肝炎ウイルス検査

生涯に1度の検査であり、肝炎ウイルスの早期発見、早期治療に結び付けるよう実施しています。65歳、70歳以上及び、70歳未満の後期高齢者医療受給者は自己負担金無料としていますが、受診率は横ばいの状態であり、受診率向上について周知内容の工夫が必要と考えられます。

カ 健康管理訪問事業（65～74歳）

各家庭に訪問して相談・保健指導を実施しています。特に健診受診後の生活習慣改善指導、要医療と判定された方への受診勧奨を中心に実施しています。訪問件数は増加傾向にあり、今後も生活習慣病の重症化予防のため、継続して実施していきます。

キ 感染症予防

インフルエンザ予防接種の接種率は、例年 50%前後で推移しています。65歳以上は一部公費負担の定期接種のため対象者全員への通知発送を実施し、希望者が接種できるよう継続して周知しています。

高齢者の肺炎球菌予防接種は、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を対象として実施しています。平成26年から定期接種化されており、すでに接種希望者が接種済みで対象外となるため、接種率は25%前後で推移しています。

結核検診については、同時に実施していた胃がん集団検診（検診車）が令和5年度からなくなり、受診機会が減少しているため、受診者数が減少しています。

いずれの事業についても接種率・受診率の向上が課題です。

高齢者の増加により対象者・接種者数は増加するため、今後も個別通知や広報を通じて周知を継続していきます。

ク 歯科口腔保健（ハチマルニイマル8020運動）の推進

歯科口腔保健への関心を高めるため、歯科医師会等関連機関や三島市8020推進員と協力し、「8020運動」の普及・啓発を実施しています。例年、歯と口の健康週間に開催する「歯と口の健康まつり」にあわせ、8020運動の実践者審査を実施。80歳の方には個別通知で周知をしています。

歯科保健に対する関心を高めるため、継続して実施していきます。

ケ 高齢者のこころの健康

自殺予防に関する知識の普及啓発のため、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係施設へ相談先一覧パンフットを配置しました。

また、地域で見守る体制作りのため、地域住民を対象にした健康相談会・講話にてゲートキーパーの取り組みについて紹介し、メンタル不調の気づきや声のかけ方等について普及啓発を随時行いました。

地域で見守る体制作りのため、引き続き相談先情報とゲートキーパーの普及啓発を継続します。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
特定健診 (65～74歳の三島市 国民健康保険加入者)	受診者数(人)	5,230	5,127	98.0	4,850	5,216	107.5	4,450
	受診率(%)	48.0	46.2	—	49.0	49.8	—	50.0
後期高齢者健診 (75歳以上)	受診者数(人)	7,220	6,506	90.1	7,430	6,809	91.6	7,630
がん検診受診者数 (65歳以上)	胃がん検診(人)	7,600	6,531	85.9	7,600	6,682	87.9	7,600
	肺がん検診(人)	11,400	10,484	92.0	11,400	10,747	94.3	11,400
	大腸がん検診(人)	9,000	8,010	89.0	9,000	8,053	89.5	9,000
	前立腺がん検診 (人)	3,200	3,060	95.6	3,200	2,887	90.2	3,200
	子宮がん検診(人)	1,300	1,241	95.5	900	871	96.8	1,300
	乳がん検診(人)	1,600	1,432	89.5	1,300	1,188	91.4	1,600
歯周病検診 (65歳・70歳)	受診者数(人)	330	256	77.6	330	216	65.5	330
	受診率(%)	10	8.5	—	10	7.9	—	10
骨粗鬆症検診 (65歳・70歳)	受診者数(人)	62	57	91.9	62	52	83.9	62
	受診率(%)	4.0	4.1	—	4.5	3.8	—	4.4
肝炎ウイルス検査 (65歳以上)	受診者数(人)	641	532	83.0	641	517	80.7	641
健康管理訪問事業 (65～74歳)	訪問件数(件)	230	104	45.2	230	188	81.7	230
インフルエンザ 予防接種(定期)	接種者数(人)	17,600	18,195	103.4	18,000	19,297	107.2	18,400
	接種率(%)	50.0	55.0	—	50.0	58.4	—	50.0
肺炎球菌 予防接種(定期)	接種者数(人)	1,000	1,203	120.3	1,000	1,079	107.9	1,000
	接種率(%)	25.0	29.4	—	25.0	25.6	—	25.0
結核検診	受診者数(人)	120	49	40.8	120	50	41.7	120
	受診率(%)	0.4	0.2	—	0.4	0.2	—	0.4
歯科口腔保健 (8020運動)の推進	8020運動 実践者数(人)	75	37	49.3	75	56	74.7	75

※8020運動実践者数は、「歯と口の健康まつり」において、20本以上の歯があると認められた80歳以上の参加者数

※次期計画値は、P. 69～P. 72 参照

(2) 介護予防事業の推進

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

「総合事業訪問介護」、「訪問型サービスA」及び「訪問型サービスB」を実施しています。

今後の後期高齢者人口の増加に対し、将来的に介護専門職が不足すると予想されるため、緩和型のサービスや住民主体のサービスを充実させる必要があります。

イ 通所型サービス

「総合事業通所介護」を実施しています。

今後の後期高齢者人口の増加に対し、将来的に介護専門職が不足すると予想されるため、緩和型サービスや住民主体のサービスの必要性についても検討していく必要があります。

ウ 介護予防ケアマネジメント

利用者の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター等へ必要な情報を提供し連携していく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
総合事業 訪問介護	年間延人数 (人)	2,435	2,749	112.9	2,470	2,726	110.4	2,510
訪問型 サービスA	年間延人数 (人)	1,695	999	58.9	1,720	838	48.7	1,745
訪問型 サービスB	年間延人数 (人)	36	66	183.3	40	94	235.0	45
総合事業 通所介護	年間延人数 (人)	6,283	6,071	96.6	6,365	5,832	91.6	6,450
介護予防ケア マネジメント	年間延人数 (人)	4,966	4,701	94.7	5,032	4,538	90.2	5,100

※次期計画値は、P. 73、P. 74 参照

②一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

介護保険制度等について知識を有する専門職をシルバーコンシェルジュとして配置し、複雑化する制度やサービス体制について案内するとともに、支援を必要とする方を把握し何らかの介護予防活動へ繋げています。

個別ニーズか地域ニーズかを見極め、必要な社会資源を把握していく必要があります。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防のための講座を市内のさまざまな施設で行っています。

コロナ禍のニーズに合わせてオンライン型の講座などさまざまな取り組みを行ってきましたが、令和4年度ごろからはICTを活用した仲間づくり講座などは残しつつも、徐々にオンライン型から従前どおりの対面型の教室に移行してきました。

介護予防の推進により健康寿命の延伸を目指すため、今後も情勢を見極めながら、引き続き魅力ある講座を開催し介護予防講座等への参加を促す必要があります。

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援として、地域での高齢者の見守りや介護予防活動を普及するためのボランティアを育成するための講座等を行いました。また、住民運営の通いの場での体操講座や活動支援に係る講座を行いました。

運営側の高齢化が課題となり、活動の継続が難しいケースがあります。

エ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に掲げた事業に関する目標値の達成状況等について、毎年度検証を行い、その結果に基づき改善に努めていく必要があります。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士等のリハビリテーション専門職が、通いの場や地域ケア会議等で専門的な支援を行う事ができています。また、令和5年度からは月に1回体操を公民館等で実施しており、体操の指導で理学療法士の派遣を依頼するなど需要が高まっています。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護予防普及啓発事業	参加者数(人)	2,430	2,176	89.5	2,500	3,236	129.4	2,570
地域介護予防活動支援事業	参加者数(人)	300	415	138.3	330	531	160.9	360
地域リハビリテーション活動支援事業	実施回数(回)	23	22	95.7	25	39	156.0	27

※次期計画値は、P. 74、P. 75 参照

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

ア 健康教育

感染拡大時には集団での健康教育が難しかったため、実績が減少しましたが、感染対策に留意した方法での実施により、回数、参加者数ともに増加傾向にあります。

健康寿命の延伸のため、今後も依頼に応じて健康教育を実施します。

イ 健康相談

感染拡大時には集団での健康相談が難しかったため、実績が減少しましたが、感染対策に留意した方法での実施により、回数、参加者数ともに増加傾向にあります。

身近な場所で個々の健康状態に沿った相談を継続していきます。

ウ イベント

コロナ禍の影響により、参加者が減少していますが、開催時の感染状況に合わせて、健康寿命の延伸やフレイル予防に関する知識の普及啓発を行いました。

エ 健康管理訪問事業(75歳以上)

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る保健事業の推進として、重症化予防・健康状態不明者訪問の実施により訪問件数は増加傾向にあります。

後期高齢者の増加が予想される中、健康寿命の延伸ためには、個々の健康面のサポートを行っていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
健康教育 65歳以上参加者	実施回数(回)	123	48	39.0	123	64	52.0	123
	参加人数(人)	3,010	877	29.1	3,010	1,200	39.9	3,010
健康相談 65歳以上参加者	実施回数(回)	102	15	14.7	102	33	32.4	102
	参加人数(人)	1,640	200	12.2	1,640	547	33.4	1,640
イベント	開催回数(回)	3	0	0.0	4	3	75.0	4
	参加人数(人)	450	0	0.0	700	143	20.4	700
健康管理訪問 事業(75歳以上)	訪問件数(件)	90	105	116.7	90	149	165.6	90

※次期計画値は、P. 76、P. 77 参照

3 包括的支援の推進

(1) 相談・支援体制の強化

①包括的支援事業（地域包括支援センター）

ア 地域包括支援センターの設置

令和元年度から直営1か所、法人委託4カ所の5つの地域包括支援センターを運営しています。

今後は中長期にわたって後期高齢者人口が増加することが予測され、平均寿命の延伸や単身世帯の高齢者の増加などにより、支援の必要な高齢者も増えることに加え、高齢者の有する課題はますます複雑化、複合化しており、地域包括ケアシステムの深化・推進のための運営・支援の実施が必要となっています。

イ 総合相談支援

地域における総合相談窓口として市内5か所の地域包括支援センターが高齢者の個々の課題について支援を実施しています。

高齢化の進展に伴い相談件数は増加傾向にあり、また相談内容も複雑・多様化しています。

高齢者人口がピークとなる2040年に向け、地域の高齢者を支える人的基盤の確保が重要となっています。

ウ 高齢者虐待防止・権利擁護

虐待の防止、成年後見制度など、高齢者の権利擁護に関する相談支援を実施しています。

啓発活動により権利擁護に関する市民の意識を高め、また高齢者虐待対応マニュアルにより関係機関の対応方法について統一化を図っています。

引き続き高齢者の権利擁護のため関係機関と連携しつつ迅速な対応を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状況に応じて必要なサービスが包括的・継続的に提供されるよう、介護支援専門員に対する研修会等の開催や後方支援を実施しています。

また、地域住民への出前講座、包括職員三職種の部会、関係機関との連携会議など地域のネットワークの構築を図っていますが、感染症対策に配慮しながら展開する必要があります。

オ 地域ケア会議推進事業

多職種協働により個別事例を検討して地域の課題を抽出し、その課題を地域づくりや政策形成に結びつけています。また、自立支援サポート会議では専門職の助言を通じ、介護支援専門員が自立支援に向けたケアマネジメントの視点を得られるよう支援しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、保健、医療、福祉等の多職種が連携し、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題を抽出していきます。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
地域包括支援センターの設置	設置か所数	5	5	100.0	5	5	100.0	5
包括的・継続的ケアマネジメント	会議、部会、研修、講座開催回数(回)	160	186	116.3	170	234	137.6	180
地域ケア会議推進事業	開催回数(回)	40	45	112.5	40	46	115.0	40

※次期計画値は、P. 90～P. 92 参照

②高齢者相談窓口の充実

ア 高齢者くらし相談事業「街中ほっとサロン」

総合相談、地域のネットワーク構築、健康や介護予防の啓発活動を行っています。

みしまタニタ健康くらすのリーダーライターの設置が令和4年12月に終了したことに伴い、来所者数が減少しました。

引き続き事業の周知とPRを行い、利用者の増加を図っていきます。

イ 生活支援センター

生活困窮者自立支援法に定める「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」を担う自立相談支援機関として、三島市生活支援センターを設置しています。

生活に困窮する方から多くの相談が寄せられ、自立に向けた各種支援を実施しています。

引き続き、関係機関と連携を行う中で相談体制の強化を図っていきます。

ウ 成年後見支援センター

市民後見人を養成する研修を実施しているほか、研修修了者に対する相談・フォローを実施しています。

また、中核機関として広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の充実を通じて成年後見制度の利用促進を図っています。

引き続き、関係機関と連携を図りながら成年後見制度の利用を必要とする高齢者等の支援を行っています。

エ 地域包括支援センター（総合相談支援）

地域における総合相談窓口として市内5か所の地域包括支援センターが高齢者の個々の課題について支援を実施しています。

高齢者が地域の中で安心して生活していくために、地域包括支援センターが中心となり地域包括ケアの推進に取り組む必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
高齢者くらし相談事業「街中ほっとサロン」	来所者数(人)	6,800	11,088	163.1	7,000	10,706	152.9	7,200

※次期計画値は、P.93 参照

(2) 在宅医療・介護の連携推進

①在宅医療・介護の連携推進

ア 在宅医療・介護連携推進事業

入院入所・退院退所時に使用する情報共有シートを作成し、切れ目のない在宅医療介護体制の整備を行っています。また、住民が自分らしく末期を迎えられるように、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及のため、中学生に対する出前講座を開催しました。

今後は、PDCAサイクルに則り、現状と課題分析、対応策の検討をしていくことが必要です。

イ 医療介護連携センター

相談件数は増加しており、在宅療養や退院に関する相談が多くなっています。

また、多問題ケースや外国人ケース等、相談に時間を要するケースが増えており、さらなる他機関との連携が必要となっています。

ウ 寝たきり者等歯科訪問調査事業

三島市歯科医師会との協力により、寝たきり等で歯科診療所での受診が困難な市民に対して実施しています。

高齢者は増加していますが、歯科医院のバリアフリー化も進んでいることで通院できるケースも増加していると考えられます。

エ かかりつけ医・歯科医・薬剤師の重要性の啓発

イベント等の機会が減ってしまったため、特定健診受診者に対して、結果返却時にかかりつけ医等をもつことの啓発パンフレットを配布しています。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
在宅医療・介護連携推進事業	講演会、研修、会議開催回数(回)	11	11	100.0	11	9	81.8	12
寝たきり者等歯科訪問調査事業	利用者数(人)	174	136	78.2	174	192	110.3	174

※次期計画値は、P. 94、P. 95 参照

4 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症の人を支える体制の強化

① 認知症の人を支える体制の強化

ア 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を地域包括支援センター三島に1人増員し、計8人で活動しています。新たに認知症の人と家族の一体的支援事業を開始しました。認知症の人とその家族が共に活動し、家族同士や地域との交流を行っています。

アルツハイマー月間の普及啓発の取組を実施するとともに、認知症の人や家族の視点を重視し、支援の充実に努めていくことが必要です。

イ 認知症高齢者見守り登録事業

市内居宅介護支援事業所や医療機関、郵便局、商業施設などへ周知活動を行い、登録者数は増加傾向です。

引き続き認知症サポーター養成講座等で説明や見守りシール読取体験等普及啓発を行い、広く市民に事業を周知して、行方不明時の早期発見・早期対応に繋がる地域での見守り体制の構築を図っていく必要があります。

ウ 認知症初期集中支援推進事業

各地域包括支援センター職員、医師、市職員などによる9人の認知症初期集中支援チーム員で、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して訪問、観察、評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートしました。今後も関係機関との連携を強化し、地域に潜在した対象者の把握などの活動が必要です。

エ 認知症サポーター養成事業

令和2年の新型コロナウイルス流行時から開催希望数が減少しています。

今後も小・中学生、高校生等の若年層や、民間企業等働く世代を対象にした講座開催に努め、積極的に地域で活動できる認知症サポーターを育成していくとともに、サポーターが地域で活躍できる体制を整備していく必要があります。

オ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

令和3年4月にチームオレンジを設置し、チームオレンジ連絡会を通じて活動支援を行っています。他の事業においても協働し、活動を広げています。

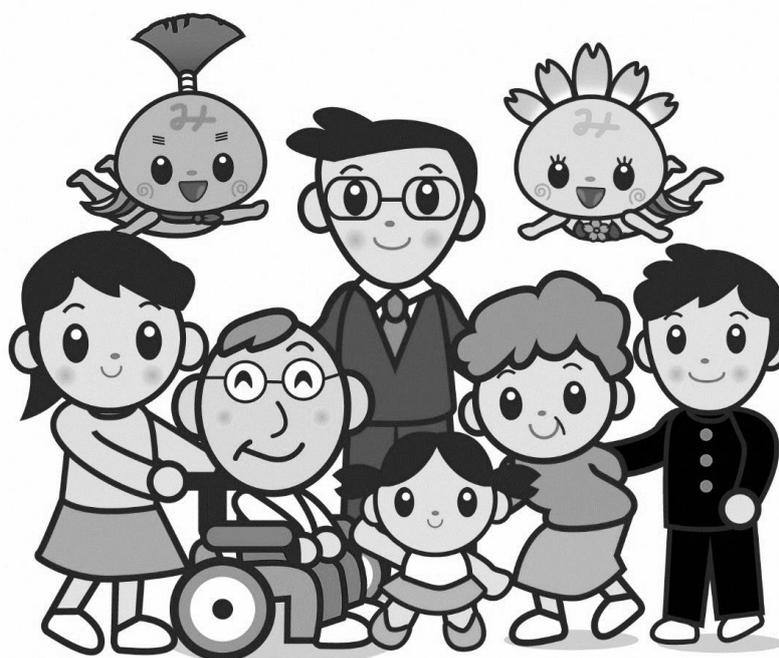
新たなチームオレンジ設置を目指し、認知症の人と家族の支援の充実に努めることが必要です。

カ 認知症ケアパスの普及

認知症の本人の意見を取り入れながら各年度改訂を行い、1,500冊ずつ作成し、より読みやすく、最新情報が充実した内容としました。市内居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等に配付するほか、認知症サポーター養成講座や出張認知症カフェでの資料、総合相談や認知症の方の支援の際に活用しています。引き続き広く普及を図ることが必要です。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員数(人)	8	8	100.0	8	8	100.0	8
認知症高齢者等見守り登録事業	登録者数(人)	93	106	114.0	108	145	134.3	123
認知症初期集中支援推進事業	チーム員実人数(人)	9	9	100.0	9	9	100.0	9
認知症サポーター養成事業	養成者数(人)	580	462	79.7	580	404	69.7	580
	開催回数(回)	25	26	104.0	25	18	72.0	25
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	チームオレンジ配置数(チーム)	1	1	100.0	1	1	100.0	1

※次期計画値は、P.97、P98 参照



(2) 認知症の人とその家族への支援

①認知症の人とその家族への支援

ア 認知症カフェ事業

市直営で1か所、委託で4か所実施しており、日常生活圏域に1か所ずつ設置され、地区ごとに独自の内容での活動が行われています。

新型コロナウイルスの影響で一時開催中止や、電話相談のみの対応となる認知症カフェもありましたが、随時運営支援を行い、開催継続に努めました。

新たに「出張おれんじほっとサロン」を開始し、希望者に出張で認知症予防体操等を実施しています。また、ボランティア団体により開催されている認知症カフェについて情報を収集し、認知症ケアパス等へ掲載をしています。

今後も認知症の人とその家族の地域の中での居場所や交流の場としていけるよう運営していくことが必要です。

イ 認知症本人ミーティング

定期開催を行うことで、本人同士の交流や本人の意見を聞き、認知症ケアパスやアルツハイマー月間での普及啓発事業に本人の声を反映しています。

参加者数は増加傾向ですが、多くの参加を促していくとともに、認知症の人が地域で暮らし続けるための事業が行えるよう、引き続き本人の意見を聞く機会をもつ必要があります。

ウ 認知症家族会支援事業

家族同士が交流し、精神的な負担軽減、望ましい接し方や介護方法を学ぶ機会として定期的に開催して参加者の支援を行っており、家族会の参加者は増加傾向です。また、アルツハイマー月間での普及啓発事業には家族の声を反映しています。

今後も支援が必要な方が地域で参加できるように家族会を広く周知する必要があります。

エ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（再掲）

チームオレンジのチーム員である認知症本人や家族、サポーターが広く活躍できるような地域づくりへの活動支援が求められます。

また、活動を周知していくとともに、新たなチームオレンジ設置を目指し、認知症の人と家族の支援の充実に努めることが必要です。

オ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

令和2年度より事業を開始し、認知症高齢者等見守り登録事業とともに普及啓発を行った結果、加入者数は増加しています。

今後も、認知症の本人及びその家族が賠償責任を過度に恐れて行動を制限することなく、地域で安心して今までどおりの生活や活動を続けていけるよう、事業の分かりやすい説明や、さらなる周知を行っていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
認知症カフェ事業	認知症カフェ数	5	5	100.0	5	5	100.0	5
	利用延人数(人)	1,500	1,425	95.0	1,525	1,789	117.3	1,550
認知症本人ミーティング	開催回数(回)	6	6	100.0	6	6	100.0	6
認知症家族会支援事業	開催回数(回)	10	9	90.0	10	11	110.0	10
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(再掲)	チームオレンジ配置数(チーム)	1	1	100.0	1	1	100.0	1
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	保険加入者数(人)	40	45	112.5	50	63	126.0	60

※次期計画値は、P.100～P.102 参照

5 地域生活を支える体制の整備

(1) 支え合う地域づくりの推進

①生活支援体制の整備

ア 生活支援体制整備事業

第1層、第2層ともに生活支援コーディネーターを配置し、協議体を開催しています。第2層で把握した課題を第1層で協議し課題解決に向けた事業を実施しており、各地域の活動を支援するための体制を整えています。

今後は日々変化する地域課題を基に、必要な社会資源を的確に把握していく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター人数(人)	6	6	100.0	6	6	100.0	6
	ワークショップ・勉強会開催回数(回)	15	15	100.0	15	15	100.0	15

※次期計画値は、P. 79 参照

②地域での見守り

ア 民生委員による見守り活動

地域住民からの相談への対応や、地域包括支援センター及び避難行動要支援者調査をはじめとする、市役所関係課からの依頼を受けたときの見守り活動を行っています。また、必要に応じ関係課へ情報提供を行っています。

少子高齢化が進み見守りが必要な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加しています。

イ 高齢者見守りネットワーク

現在、32者と協定を締結しています。協定先等からの通報実績は、令和3年度37件、令和4年度33件となっています。

ネットワーク充実のために協力事業所の一層の協力と新規協力事業所等の増加が期待されます。

(2) 地域での生活の継続に向けた支援

①在宅生活を支える体制の整備

ア 地域自立生活支援事業

給食サービス事業は、民間サービスの充実により利用者が減少しています。

介護サービス相談員派遣事業は、令和3年度、4年度ともに新型コロナウイルス感染症の影響により、受け入れ施設の減少、感染症拡大防止による事業縮小のため、計画値を大幅に下回りましたが、感染症対策の緩和により、令和4年度後半からは徐々に受け入れ施設が増え、事業を再開しています。

イ 生活管理指導員派遣事業

介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスA（短期生活援助）で一部事業を実施しています。

ウ 訪問理美容サービス事業

理美容院に行くことが困難な方が利用しています。事業の利用可否について、要介護で自己申告に基づき判断しているため、他事業と比べると客観性に乏しい面があります。

エ 生活管理指導短期宿泊事業

緊急的に保護が必要な高齢者を一時的に老人福祉施設へ宿泊させる事業となっており、緊急時の対応として、今後も引き続き受け入れ態勢を継続していく必要があります。

オ 緊急通報体制等整備事業

制度の変更及びスマートフォンなどの様々な機器の普及に伴い申請件数が減少しています。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
給食サービス事業	年間配食数(回)	21,000	9,770	46.5	21,000	7,296	34.7	21,000
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員実人数(人)	7	7	100.0	7	8	114.3	7
	派遣回数(回)	400	4	1.0	400	61	15.3	400
訪問理美容サービス事業	利用実人数(人)	20	8	40.0	20	18	90.0	20
	派遣回数(回)	40	24	60.0	40	51	127.5	40
緊急通報体制等整備事業	補助件数(件)	10	2	20.0	10	0	0.0	10

※次期計画値は、P. 81 参照

②家族介護者支援事業

ア 家族介護教室

市内事業所や各地域包括支援センターへの委託、順天堂大学保健看護学部の協力を得て教室を開催しています。

順天堂大学保健看護学部と連携した講座では、介護されている方だけでなく介護分野に興味のある方も対象とし、市内高校にも募集の周知をしています。

イ 家族介護継続支援事業

紙おむつを自宅へ配布し介護に対する負担を軽減する事業となっており、計画どおり実施しています。令和6年度からは、介護保険の地域支援事業の任意事業が終了となるため財源の検討が必要です。

ウ 在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業

申請者の増加に伴い、費用も増加しています。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
家族介護教室	開催回数(回)	9	6	66.7	9	20	222.2	9
	参加人数(人)	130	153	117.7	130	346	266.2	130
家族介護継続支援事業	実利用者数(人)	60	48	80.0	60	39	65.0	60
在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業	受給者数(人)	370	410	110.8	370	488	131.9	370

※次期計画値は、P. 82、P. 83 参照

③その他の事業

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームの措置を実施しています。

市立養護老人ホーム佐野楽寿寮については、入所者数減のため、あり方検討委員会にて今後の方向性を検討しています。

イ 成年後見制度利用支援事業

親族等がいないため判断能力に欠ける身寄りのない認知症高齢者等が、成年後見制度を利用できるように、市長が家庭裁判所に申し立てる件数は増加傾向にあります。

報酬助成件数は、増加傾向にあるとともに問い合わせも増えており、他市町の事例を参考にしながら報酬助成制度の見直しの検討が必要です。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
成年後見制度 利用支援事業	市長申立件数(件)	2	3	150.0	3	7	233.3	4
	報酬助成件数(件)	5	6	120.0	7	10	142.9	9

※次期計画値は、P. 83 参照

(3) 住環境整備の推進

①住宅対策

ア 安全な居住環境の整備

市営住宅入居者の単身高齢者の割合は年々増加しています。令和5年4月1日現在、市営住宅の平均の高齢化率は55%となり、住宅によっては80%を超えるところもあります。

高齢化の進行により、自立した生活や自治会活動などにも支障が生じつつあります。そこで、市営藤代住宅B棟建替え事業では、待機者の多い高齢者の一人暮らしの方が入居できる1DKだけでなく、3DKなど多人数の入居を想定した住戸を整備し、コミュニティーの維持を図っていますが、ハード面だけでの対応は限界があるため、福祉施策との協力が必要不可欠であり、ソフト面とハード面の双方の連携が非常に重要です。

イ 高齢者住宅等安心確保事業

市営加茂住宅A棟をシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）として活用しておりますが、施設の老朽化が進んでいます。

入居については家賃のほかに負担金も生じます。

また、入居した後の問題について、住宅政策課、社会福祉協議会、福祉総務課が連携し対応しています。

ウ 住まいの確保

市立養護老人ホーム佐野楽寿寮については、入所者数減のため、あり方検討委員会にて今後の方向性を検討しています。

軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などは、それぞれ市内に数か所あり、需要と供給のバランスはある程度取れています。また、住宅改修についても概ね計画どおりの給付となっています。

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の住まいの確保を進めていくため、平成29年度から「セーフティネット住宅」制度が開始され、登録戸数も順調に増えていますが、家賃も通常と変わらないため、案内しても入居が難しい方がいます。

今後、低家賃の民間賃貸住宅の増加を促進させる取組や、居住支援法人などと連携し、配慮が必要な方が安心して住まいを確保できる体制づくりが求められます。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
高齢者住宅等 安心確保事業	事業対象住宅戸数(戸)	18	18	100.0	18	18	100.0	18
	入居定員数(人)	24	24	100.0	24	24	100.0	24

※次期計画値は、P.84 参照

②高齢者が住みやすい安全なまちづくり

ユニバーサルデザインの推進や外出が困難な方への移動手段の確保に取り組んでいます。

③交通安全対策

年4回の各季交通安全運動期間中に、交通安全指導員及び民生委員とともに高齢者宅を訪問し、交通安全指導を実施し、反射材を使用した啓発品を配布しています。また、運転免許返納支援事業の申請者数が増加しています。

市内の交通事故件数は前年と同程度の発生件数となっていますが、依然として、高齢者が関連する事故の割合は高い傾向があります。高齢者が被害者にも加害者にもならないために、更なる交通安全意識の高揚を図る必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
交通安全 対策	高齢者宅訪問件数(件)	12	5	41.7	12	17	141.7	12
	高齢者運転免許返納 支援事業申請者数(人)	400	439	109.8	400	457	114.3	400

※次期計画値は、P.86 参照

④防犯対策

市内の犯罪認知件数は令和3年から増加傾向にあり、特殊詐欺の被害件数も増加傾向にあります。

特殊詐欺の被害は、高齢者が多く、手口が多様化しています。そのため、注意喚起や効果的な未然防止策を様々な方法で周知していく必要があります。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

①災害対策

福祉避難所になっている施設とは、無線訓練を年1回以上実施しています。

避難行動要支援者に対する個別避難計画については、策定率がまだ低いため、事業の必要性について更なる啓発が必要です。

②感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大により新たな生活様式やワクチン接種等感染症に対する対策が目まぐるしく変化しています。タイムリーな情報提供や、必要な方に情報が届けられる対応が必要です。

6 暮らしを支える介護サービスの充実

(1) 介護予防サービスの提供

①居宅サービス

介護予防の居宅サービスは事業規模が小さいため、回数・人数等の増減により割合に大きく影響します。介護予防居宅療養管理指導や介護予防特定施設入居者生活介護などにおいて計画値を大きく上回るなど、一部のサービスでは実績値と計画値に乖離が見られるものもありますが、介護予防サービスの給付時全体で見ると、おおむね計画どおりとなりました。

今後も引き続き要支援認定者数は増加が見込まれるため、介護予防サービス量の推計を適切に行っていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護予防訪問入浴介護	年間延回数(回)	0	12	皆増	0	13	皆増	0
介護予防訪問看護	年間延回数(回)	7,304	6,482	88.7	7,412	5,813	78.4	7,620
介護予防訪問リハビリテーション	年間延回数(回)	3,102	2,365	76.2	3,210	1,899	59.2	3,210
介護予防居宅療養管理指導	年間延人数(人)	540	790	146.3	552	741	134.2	564
介護予防通所リハビリテーション	年間延人数(人)	2,796	2,670	95.5	2,928	2,667	91.1	3,048
介護予防短期入所生活介護	年間延人数(人)	108	130	120.4	120	123	102.5	132
介護予防短期入所療養介護	年間延人数(人)	12	13	108.3	12	4	33.3	12
介護予防特定施設入居者生活介護	月平均人数(人)	25	33	132.0	25	33	132.0	25
介護予防福祉用具貸与	年間延人数(人)	5,268	6,067	115.2	5,484	6,177	112.6	5,652
特定介護予防福祉用具販売	年間延人数(人)	120	91	75.8	120	109	90.8	120
介護予防住宅改修	年間延人数(人)	132	133	100.8	132	127	96.2	132
介護予防支援	年間延人数(人)	7,728	8,298	107.4	7,848	8,340	106.3	8,028

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

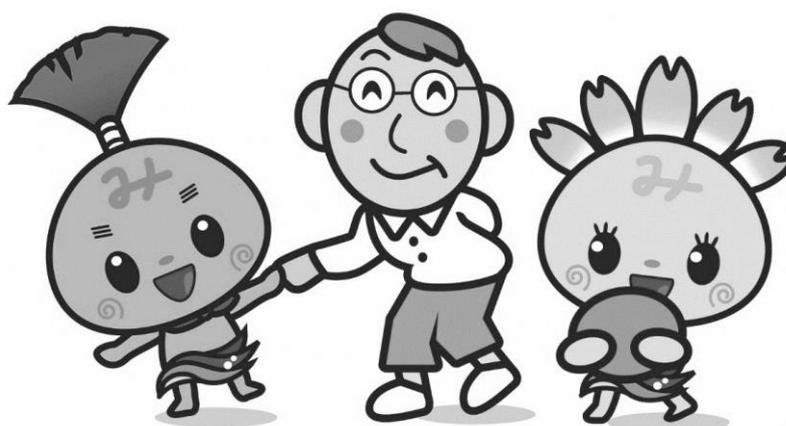
②地域密着型サービス

介護予防の地域密着型サービスについては事業規模が小さいため傾向は判断しにくいですが、利用可能な体制は確保されています。

今後も利用者が少ない状況が見込まれますが、引き続き利用可能な体制を確保していく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護予防認知症 対応型通所介護	年間延人数 (人)	12	10	83.3	12	12	100.0	12
介護予防小規模 多機能型居宅介護	月平均人数 (人)	2	3	150.0	2	1	50.0	3
介護予防認知症 対応型共同生活介護	月平均人数 (人)	1	1	100.0	1	0	皆減	2

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報



(2) 介護サービスの提供

①居宅サービス

介護サービスの対象者である要介護認定者数は年々増加しています。

居宅サービスは、概ね全てのサービスにおいて実績値の割合が80%台から110%台となっており、ほぼ計画通りとなりました。

各サービスにおいて計画値に対する乖離は若干ありましたが、介護サービスの給付費全体でみても、令和3年度では計画値の99.7%、令和4年度は100.6%となっており、ほぼ計画通りとなっています。

今後も要介護認定者数の増加が見込まれるため、引き続き、介護サービス量の推計を適切に行っていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
訪問介護	年間延回数(回)	368,699	339,716	92.1	402,493	358,311	89.0	430,081
訪問入浴介護	年間延回数(回)	2,569	3,077	119.8	2,695	3,508	130.2	2,785
訪問看護	年間延回数(回)	28,682	29,344	102.3	30,746	32,760	106.6	32,943
訪問 リハビリテーション	年間延回数(回)	8,963	9,070	101.2	9,425	9,255	98.2	9,653
居宅療養管理指導	年間延人数(人)	6,840	10,028	146.6	7,452	11,681	156.7	7,980
通所介護	年間延回数(回)	122,479	126,659	103.4	124,376	129,642	104.2	129,985
通所 リハビリテーション	年間延回数(回)	35,368	32,761	92.6	38,858	32,080	82.6	41,224
短期入所生活介護	年間延日数(日)	47,669	41,108	86.2	49,926	43,919	88.0	51,187
短期入所療養介護	年間延日数(日)	4,314	3,755	87.0	4,670	4,342	93.0	4,870
特定施設入居者生活介護	月平均人数(人)	197	192	97.5	197	177	89.8	197
福祉用具貸与	年間延人数(人)	15,768	16,889	107.1	16,980	18,322	107.9	17,880
特定福祉用具販売	年間延人数(人)	228	247	108.3	240	279	116.3	252
住宅改修	年間延人数(人)	180	211	117.2	180	214	118.9	192
居宅介護支援	年間延人数(人)	23,952	25,024	104.5	25,236	27,033	107.1	26,148

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

②地域密着型サービス

地域密着型サービスは事業規模が小さいため傾向が判断しにくく、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は計画値を大きく上回るなど、実績値と計画値に乖離も見られますが、全体としてはおおむね計画値どおりとなりました。

今後も引き続き、住み慣れた地域での生活が継続できるように、地域密着型サービスとして市民のニーズに合わせた細やかなサービスの提供ができるよう、整備を進めていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年間延人数(人)	204	372	182.4	204	413	202.5	216
夜間対応型訪問介護	年間延人数(人)	0	0	—	0	0	—	0
認知症対応型通所介護	年間延回数(回)	11,717	10,915	93.2	11,890	11,268	94.8	12,330
小規模多機能型居宅介護	月平均人数(人)	38	41	107.9	38	38	100.0	58
認知症対応型共同生活介護	月平均人数(人)	148	147	99.3	148	153	103.4	164
地域密着型特定施設入居者生活介護	月平均人数(人)	0	0	—	0	0	—	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	月平均人数(人)	20	20	100.0	20	20	100.0	20
看護小規模多機能型居宅介護	年間延人数(人)	0	0	—	0	0	—	0
地域密着型通所介護	月平均人数(人)	133	162	121.8	139	164	118.0	142

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

③施設サービス

施設サービスについては概ね計画値通りとなっています。

介護療養型医療施設については、令和6年3月で廃止となることから、令和3年度の実績も少なく、令和4年度は実績なしとなっています。

今後も引き続き、要介護認定者数は増加が見込まれるため、施設サービス量の推計を適切に行っていく必要があります。

事業実績		令和3年度			令和4年度			令和5年度
		計画値	実績値	割合(%)	計画値	実績値	割合(%)	計画値
介護老人福祉施設	月平均人数(人)	427	432	101.2	432	432	100.0	436
介護老人保健施設	月平均人数(人)	283	274	96.8	291	282	96.9	300
介護療養型医療施設	月平均人数(人)	1	1	100.0	1	0	皆減	1
介護医療院	月平均人数(人)	31	25	80.6	31	27	87.1	31

※国保連合会業務統計表（確定給付統計）及び事業状況報告年報

(3) 給付の適正化と人材確保等

①介護給付の適正化の推進

第5期介護給付適正化計画に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費等通知」の主要5事業に加えた「給付実績の活用」すべてを実施しました。

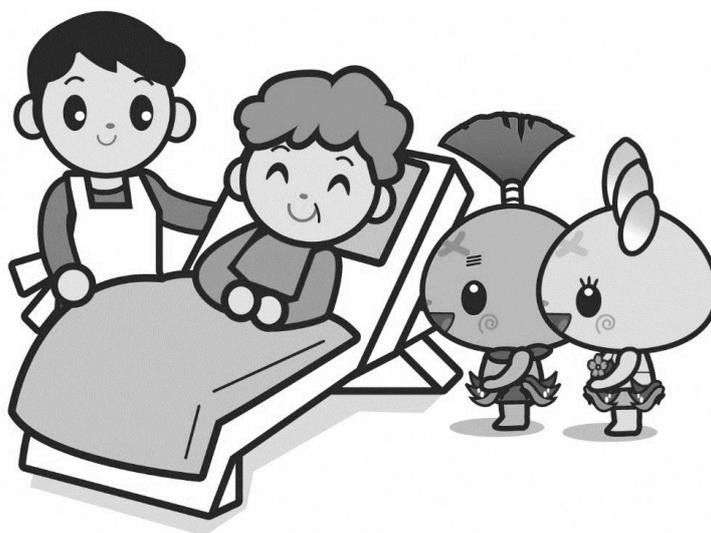
今後は介護給付費適正化計画の主要事業が再編されるため、第6期介護給付適正化計画に基づき事業を実施していきます。

②介護人材の確保・業務の効率化

介護職員初任者研修費等助成事業費補助金を交付し、市内事業所の人材確保及び介護人材の質の確保に努めました。また、国・県が行っている介護人材確保・支援策を市内事業所へ周知し、支援しました。

また、各種電子化推進のための取り組みを積極的に行いました。

今後は将来の就業につながるよう、小・中学生の介護職場への興味・関心を高める取組をさらに進める必要があります。



■ 基本方針における指標の現状

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、基本6項目の基本方針それぞれに指標を定めており、各指標の達成状況を検証しています。

1 高齢者の生きがいがづくりの推進

指標名	目標値	実績
社会参加をしている人の割合 (高齢者実態調査結果)	72.4%	71.2%

2 健康づくりと介護予防の充実

指標名	目標値	実績
健康状態がよいと答えた人の割合 (高齢者実態調査結果)	83.0%	80.2%

3 包括的支援の推進

指標名	目標値	実績
自宅で人生の最期まで生活できると考えている人の割合 (高齢者実態調査結果)	21.0%	13.4%

4 認知症施策の総合的な推進

指標名	目標値	実績
認知症サポーター養成者数の累計	10,834人	10,029人

5 地域生活を支える体制の整備

指標名	目標値	実績
近所に助け合うことができる人がいると答えた人の割合 (70歳以上) (高齢者実態調査結果)	90.0%	83.2%

6 暮らしを支える介護サービスの充実

指標名	目標値	実績
介護サービス利用者における在宅比率	83.5%	83.8%

※実績は、令和4年度の数値です。

7 今期の計画に向けた課題の整理

(1) 高齢者の生きがいの推進

第8期計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種活動の実施自粛・参加自粛、利用者団体の解散、施設・設備の利用制限等によって、計画値を下回る実績となった事業が多くありました。一方で、コロナ禍における支援により、住民主体の通いの場の把握数の増加につながっています。

また、外出支援である高齢者バス・鉄道利用助成事業については計画値を上回る実績となっており、高齢者の外出支援・移動支援に関する施策へのニーズが高いことが伺えるため、事業を充実していく必要があります。

また、シルバー人材センターの会員数は計画値を下回りましたが、高齢者実態調査の結果からは引き続き高齢者が生きがいを感じる場として就労への需要があることが分かりました。

高齢者が社会とつながりを持ち、生きがいをもって生活していくために、高齢者一人一人のニーズに応じた社会参加を促す取組の実施が必要です。

(2) 健康づくりと介護予防の充実

高齢者が要支援・要介護状態にならないように、あるいはその重度化の防止や維持ができ、元気で活動的な生活ができるようにするためには、健康づくりや介護予防の取組が欠かせません。

高齢者の健康づくりの取組について、各種健診やワクチン等の予防接種を実施しています。特定健診やがん検診はおおむね計画通りの実績となっているものの、引き続き受診率向上に向けた取組が必要です。また、インフルエンザや高齢者の肺炎球菌のワクチン予防接種については、ともに計画値を上回る実績となっており、今後は新型コロナウイルスのワクチン予防接種についても検討が必要です。

加えて、高齢者の体の健康だけではなく、こころの健康を向上させる取組も求められています。

介護予防については、コロナ禍による影響を受けた事業、サービスもあったものの、概ね計画値を達成することができています。

今後も高齢者は増加を続けることが見込まれる中で、健康づくりと介護予防を一体的に実施し、元気な高齢者を増やしていくことが求められます。

(3) 包括的支援の推進

地域共生社会の実現が求められている中で、包括的支援体制の深化・推進が必要とされています。

全市的な高齢化の進展が予想される一方で、地域に合ったアプローチをかけていくことが重要であることから、日常生活圏域の見直し、地域包括支援センターの増設等を通じ、より地域に密着した支援を行うことができるように体制を整備していく必要があります。

また、高齢者が抱える複雑・多様な相談に応じることができる体制を整えていくとともに、生活継続のために解決すべき問題への対応について家族、地域、医療と介護の関係機関が協力して包括的かつ継続的に支援し、適切なサービスを提供していくことが必要です。

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方のニーズが必要な高齢者の増加が予想されることから、医療分野、介護分野における多職種連携の推進が求められます。

(4) 認知症施策の総合的な推進

第8期計画においては、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症の方やその家族に対する支援を行ってきました。認知症高齢者見守り登録事業への登録者数は計画値を上回る実績となった一方、認知症サポーター養成事業については、コロナ禍により養成講座の開催が縮小されたこと等により計画値を下回る実績となっています。感染症の拡大予防に留意しつつ、再度認知症サポーターの確保・養成を推進していくことが必要です。

また、令和5年6月に「認知症基本法」が成立したことを受け、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように施策に取り組んでいくことが必要とされています。認知症の予防や早期発見、相談体制の整備、認知症の人の意思決定支援や権利擁護等について、高齢期の認知症だけではなく、若年性認知症も含めて支援に取り組んでいくことが求められています。

(5) 地域生活を支える体制の整備

高齢者が住み慣れた場所で自分らしい生活を継続するためには、生活支援体制の整備、生活支援サービスの充実、家族介護者への支援、高齢者を見守る地域ネットワークが重要です。また、高齢者が安心して生活をするために、安全な居住環境の整備などを含め、住まいと生活を一体的に支援していくことが必要です。

近年、台風や地震等の災害による被害が全国的に発生している中で、要配慮者である高齢者への支援は重要となります。全市的な防災対策を推進していくとともに、個別避難計画の策定を推進するためにも関係団体や対象者への積極的に啓発を行い、理解を得ることが大切です。

感染症対策について、ワクチン接種等の予防だけではなく、事業所や施設が感染症が流行した場合でも継続してサービスの提供を続けることができるような感染症対策を検討していくことも重要です。

(6) 暮らしを支える介護サービスの充実

第8期計画においては、新型コロナウイルスによる影響が懸念されたものの、介護予防サービス、介護サービスの提供実績は概ね計画通りとなりました。

市内の介護保険サービスの基盤は充実しつつありますが、引き続き、要支援・要介護認定者が安心して多様なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上を図る必要があります。

一方で、サービスを提供する事業所や施設において、人員不足が課題となっています。国や県との連携を図りつつ、小中学生を中心とした若者への啓発等に努め、また、ICTの活用などを推進することで、人員の確保や育成、職場環境の改善などを図っていくことが求められます。

第 4 章 基本理念・基本方針

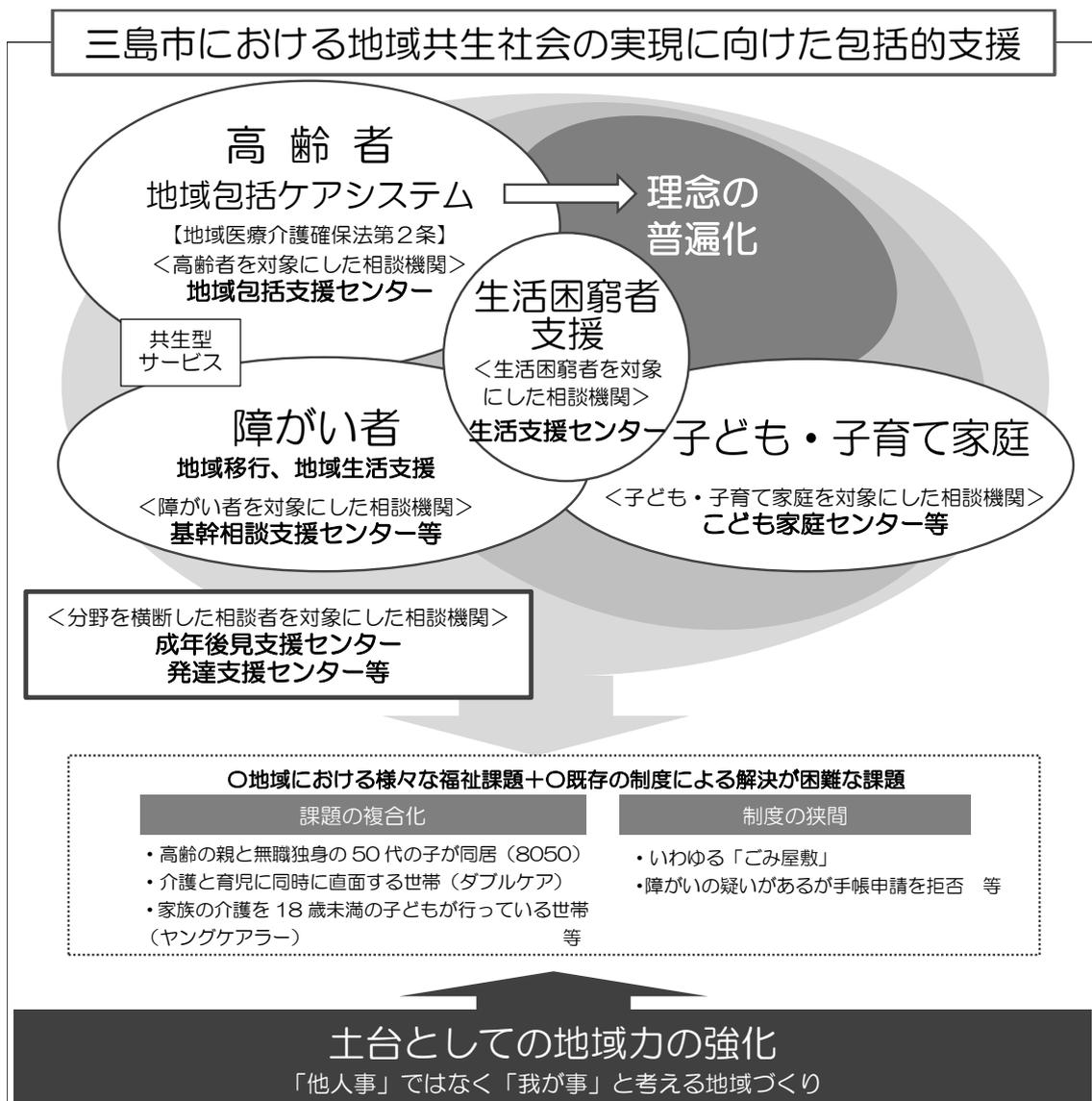
1 基本理念

健やかに生き ともに支え合い 幸せを育む 地域共生社会の実現

「健康づくり」、「介護予防」を一体的に推進することで、健康に生活することができるようにするとともに、高齢者をはじめ誰もが役割を持ち、お互いに支え合いながら、その人らしい生活を送ることができるよう、社会参加などによる生きがいを推進し、充実した日々を過ごすことで、幸せを実感できるよう努めます。

併せて、自らの健康づくりや地域における見守り、声かけ、支え合いなど、“土台”となる市民や地域の活動が必要不可欠であることから、このような活動を支援し、地域づくりの促進に努めます。

また、障がい福祉や児童福祉など各分野の関係機関と連携し、地域共生社会の実現に向けた、相談・支援体制の強化及び地域生活を支える体制の整備を図ります。



2 基本方針

基本理念を実現していくために、以下の6つを施策の基本方針とします。

1 高齢者の生きがいつくりの推進

心身ともに健康で、住み慣れた地域で生活をするためには、高齢になっても生きがいや役割などを持ち、地域や仲間とのつながりながら生活していくことが大切です。このため、高齢者が活動しやすい環境や、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の活躍を促進します。

2 健康づくりと介護予防の充実

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、健康寿命の延伸が求められています。このため、健康づくりをはじめとして、疾病の予防と早期発見、重度化防止を中心とした取組を推進します。

3 地域生活を支える体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにしていくためには、地域での生活を支えていくことを目的とした、幅広い視点からの環境づくりが必要となります。このため、支え合いに向けた地域の体制整備、住まいの確保、災害や感染症対策などに取り組みます。

4 多分野連携による包括的支援体制の強化

複雑化・複合化する高齢者の相談に的確に対応できるよう、地域で支え合うネットワークを深化させるため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、児童や障がい、住まいなどの関係機関が連携して、高齢者の地域での生活を総合的かつ重層的に支援する取組を推進します。

また、在宅での医療と介護の連携を強化し、一体的に提供される体制づくりに努めます。

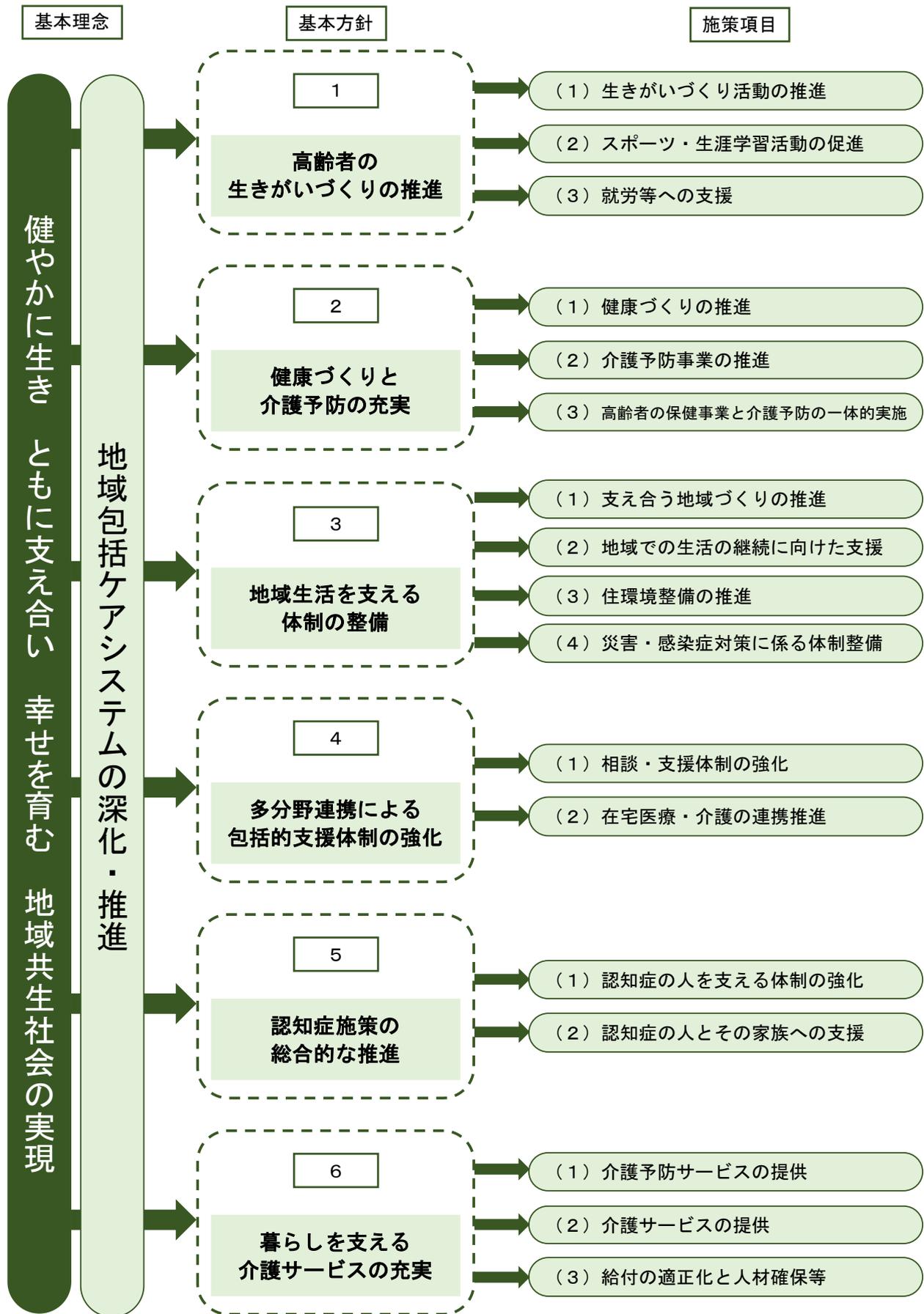
5 認知症施策の総合的な推進

認知症の人（認知症高齢者及び若年性認知症の人）はさらに増加すると見込まれます。認知症になっても希望を持ち、本人も家族も安心して、地域の人々とともに自分らしく日常生活を送っていくための取組が求められています。このため、認知症基本法・認知症施策推進大綱に沿って、地域住民の認知症への理解を促し、認知症の人の社会参加活動を促進するとともに、本人や家族の意思を尊重し、その意見を反映させた支援・施策を推進していきます。

6 暮らしを支える介護サービスの充実

今後も引き続き、介護を必要とする人が増え続けることが想定されることから、高齢者の状況に合わせ、居宅での生活又は施設での生活を選択できるように、サービス量の確保、質の向上を図るとともに、地域の実情に応じ、柔軟かつ効率的にサービス提供できる環境づくりを段階的に進めていきます。

■施策の体系



■基本方針における指標

1 高齢者の生きがいがづくりの推進

指標名	実績	目標値
社会参加をしている人の割合 (高齢者実態調査・一般高齢者調査結果)	71.2%	72.4%

2 健康づくりと介護予防の充実

指標名	実績	目標値
健康状態がよいと答えた人の割合(高齢者実態調査結果)	80.2%	83.0%

3 地域生活を支える体制の整備

指標名	実績	目標値
近所に助け合うことができる人がいると答えた人の割合 (70歳以上)(市民意識調査結果)	83.2%	84.0%

4 多分野連携による包括的支援体制の強化

指標名	実績	目標値
何か困ったとき、家族以外に相談するところはないと答えた人の割合(高齢者実態調査結果)	9.0%	8.2%

5 認知症施策の総合的な推進

指標名	実績	目標値
認知症サポーター養成者数の累計	10,029 人	11,789 人

6 暮らしを支える介護サービスの充実

指標名	実績	目標値
介護サービス利用者における在宅比率	83.8%	84.6%

※実績は、令和4年度の数値です。

第5章 基本方針に基づく施策

1 高齢者の生きがいがづくりの推進

(1) 生きがいがづくり活動の推進

① 社会活動への参加支援

- ア 生きがい教室事業
- イ 老人福祉センター
- ウ 老人憩いの家

② 地域活動の促進

- ア 老人クラブ活動
- イ 住民主体の通いの場の充実

③ 高齢者の外出支援

- ア 高齢者バス等利用助成事業

(2) スポーツ・生涯学習活動の促進

① 生涯学習の促進

- ア みしま教養セミナー
- イ 成人教育事業
- ウ 生涯学習まつり
- エ 寿大学

② 高齢者のスポーツ及びレクリエーションの推進

- ア スポーツ教室及び高齢者レクリエーション
- イ ラジオ体操の普及

(3) 就労等への支援

① 就労等への支援

- ア 高齢者いきがいセンター
- イ シルバー人材センター

(1) 生きがいづくり活動の促進

社会参加は、高齢者の心身の健康の維持・向上に効果があるだけでなく、活力ある地域社会を創る観点からも欠くことができないものです。

多様化する高齢者のニーズに対応した社会参加の機会と場を設定し、幅広い選択肢を用意するとともに効果的な提供に努めていきます。

①社会活動への参加支援

ア 生きがい教室事業

【事業内容・方向性】

おおむね60歳以上の人を対象に、小学校の余裕教室及び指定管理者制度を導入している北上高齢者すこやかセンターにおいて、趣味活動などを実施しています。

住み慣れた地域での交流の場を提供することによって、高齢者の社会的孤独感を解消するとともに社会参加と生きがいづくりを支援し、自立生活の助長及び介護予防を図っています。今後も引き続き、多くの人に関心を持てる教室づくりを進めていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	1,200	1,200	1,200
参加人数(人)	17,400	17,500	17,600

※前期実績値は、P.16 参照

イ 老人福祉センター

【事業内容・方向性】

昭和59年の開館以来、高齢者の生活や健康に関する相談に応じ、イベント開催による教養の向上や生きがい及び社会活動の促進に努めています。市内に居住する60歳以上のすべての市民が利用でき、老人クラブを対象に送迎を実施するなど地域の高齢者同士を結ぶ役割も果たしています。開館から40年が経つことから、今後の施設のあり方について市民の意見を伺いながら、今後も引き続き指定管理者による効率的な施設運営を行っていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	50,000	52,500	55,200

※前期実績値は、P.16 参照

ウ 老人憩いの家

【事業内容・方向性】

60歳以上の人に教養の向上、レクリエーションなどのための場を提供することで、高齢者の心身の健康増進を図ります。三島市老人クラブ連合会等と連携し、利用団体の活動や老人憩いの家の活用が一層活発になるよう協議していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数(回)	220	242	266
利用人数(人)	550	605	666

※前期実績値は、P.16 参照

②地域活動の促進

ア 老人クラブ活動

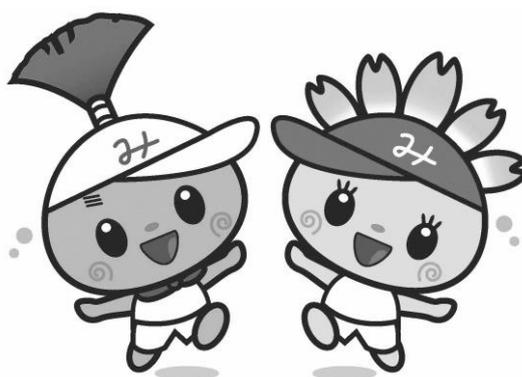
【事業内容・方向性】

老人クラブは、元気な高齢者が集う団体として、地域の支え手としての役割が期待されます。老人クラブの自主的な組織活動の中で、会員相互の交流・親睦を深めるため、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、芸能祭、技能作品展などを実施し、生きがいつくりの機会の拡充に努めていきます。

また、会員数の減少が見られるため、会員以外でも参加できる事業を開催し、魅力ある老人クラブの活動内容の周知や啓発活動などを行うよう、引き続き三島市老人クラブ連合会に呼びかけていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
単位老人クラブ数(団体)	40	40	40
会員数(人)	1,730	1,710	1,695

※前期実績値は、P.17 参照



イ 住民主体の通いの場の充実

【事業内容・方向性】

人と人とのつながりや支え合いを深めることを目的として、また、介護予防に資する取組のひとつとして、居場所やサロンなど、高齢者自身が担い手として活動する場も含めた住民主体の通いの場の立ち上げや活動の再開、継続の支援を行い、高齢者の参加を促していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者の参加率(%)	13.0	13.1	13.2

※前期実績値は、P. 17 参照

③高齢者の外出支援

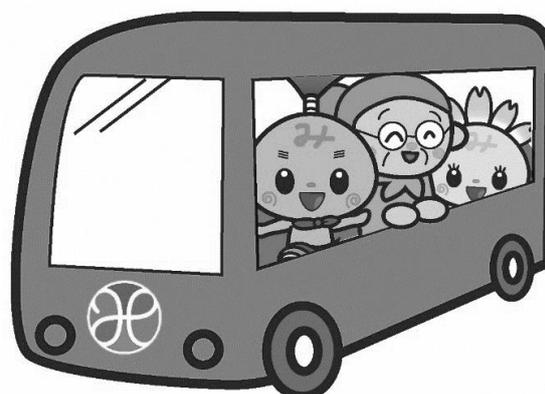
ア 高齢者バス等利用助成事業

【事業内容・方向性】

高齢者の外出支援、公共交通機関の利用の促進のため市内を運行する路線バス、伊豆箱根鉄道駿豆線及び市内に営業所を有するタクシーの利用への助成を70歳以上の市民（タクシーは75歳以上）に行い、今後も高齢者の外出を支援していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)	13,500	14,200	14,900
利用枚数(枚)	302,000	312,000	322,000

※前期実績値は、P. 17 参照



(2) スポーツ・生涯学習活動の促進

個人の楽しみや自己の教養の向上に加え、社会生活や職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、地域参画・社会貢献に必要な学習を行ったり、異文化との共生を目指すなど、学びを通して生きがいの創出につながるよう活動を促進します。

①生涯学習の促進

ア みしま教養セミナー

【事業内容・方向性】

成人が、楽しく生きがいを持ち、地域社会の様々な活動に参加していくことができるよう市民の学習ニーズや地域の課題に応じた講座を開催し、生涯学習のきっかけづくりと学習機会の提供を行う中で、参加者の満足度が高まるように努めていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座数(講座)	2	2	2
参加人数(人)	60	60	80

※前期実績値は、P.18 参照

イ 成人教育事業

【事業内容・方向性】

放送大学静岡学習センターとの共催事業「放送大学公開講演会」を実施することで、資格取得や学び直しを目指す本市の「リカレント教育」に対する取組強化を図ります。

また、公益財団法人遺伝学普及会と連携した「遺伝学講座みしま」を実施し、市民の更なる教養を高めます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座数(講座)	2	2	2
参加人数(人)	150	150	150

ウ 生涯学習まつり

【事業内容・方向性】

趣味・教養の習得を通じた自己実現など、市民の多様な学習活動を支援するため、市民生涯学習センターで活動する市関連団体などに学習成果の発表の場を提供するとともに、文化・芸術活動なども含む市の生涯学習の推進に功績のあった個人及び団体を表彰する「生涯学習功労者表彰式」を開催する中で、仲間づくりや地域との関わりを広げる生涯学習への意欲を培っていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回)	1	1	1
入場者数(人)	3,200	3,520	3,872

※前期実績値は、P.18 参照

エ 寿大学

【事業内容・方向性】

高齢者のニーズに合った教養講座や健康づくり講座など、充実した内容で多くの受講生を募集し、生涯学習を通して高齢者の生きがいづくりや親睦を図る活動を支援していきます。受講生には老人クラブへの加入促進を啓発し、地域における高齢者の活動が活性化するよう支援していきます。

また、老人クラブ連合会に運営を委託することで、リーダーの養成を図っていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	11	11	11
参加人数(人)	140	140	140

※前期実績値は、P.18 参照

②高齢者のスポーツ及びレクリエーションの推進

ア スポーツ教室及び高齢者レクリエーション

【事業内容・方向性】

高齢者がスポーツに親しみ、いつまでも心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、地域における年間を通じたトリム教室の開催や指定管理者による高齢者向けの各種スポーツ教室の開催、スポーツ関係団体との共催によるスポーツイベントの実施など、スポーツに参加する機会の拡充に努め、高齢者のスポーツ活動への参加を促進します。

また、各地区でゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げなどの大会が開催されており、活動場所の提供などの支援を行っています。

生きがいを持ち、健康的な生活を送ることができるよう、グラウンドゴルフ、ゲートボール、輪投げのほか、ボッチャやノルディックウォークなど、さまざまなスポーツレクリエーションへの参加を促していきます。

実施目標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ教室	教室数(教室)	0	36	37
	参加人数(人)	0	1,320	1,452
高齢者レクリエーション	参加人数(人)	300	850	850

※前期実績値は、P.19 参照

イ ラジオ体操の普及

【事業内容・方向性】

ラジオ体操は、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にできる健康法として、国民の間に定着し、全国的に普及しており、高齢者の外出支援や心身の健康の保持・増進のため、誰もが身近で気軽に取り組むことができる運動として、普及・啓発を推進していきます。

本市では、三島ラジオ体操連盟をはじめ、自治会や老人会及びサークルなどが、会場・時間などもさまざまに、それぞれの実情に応じて実施しており、より多くの市民が参加するよう啓発や情報発信などを行い、ラジオ体操の推奨と活動の支援をしていきます。

(3) 就労等への支援

高齢者の生きがいがづくり、健康保持のため、年齢にかかわらず能力を活かし働くことができる社会を目指し、就労等を希望する高齢者に対し支援を行います。

また、民間の活動も活用する中で、高齢者のニーズを捉え就労等への支援の拡充を行います。

①就労等への支援

ア 高齢者いきがいセンター

【事業内容・方向性】

55歳以上の人の就業の促進を図るために設置されています。就業機会を確保するための情報提供や就業に必要な知識及び技能の向上に関する講習を開催していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数(回)	810	820	830
利用人数(人)	4,200	4,250	4,300

※前期実績値は、P. 20 参照

イ シルバー人材センター

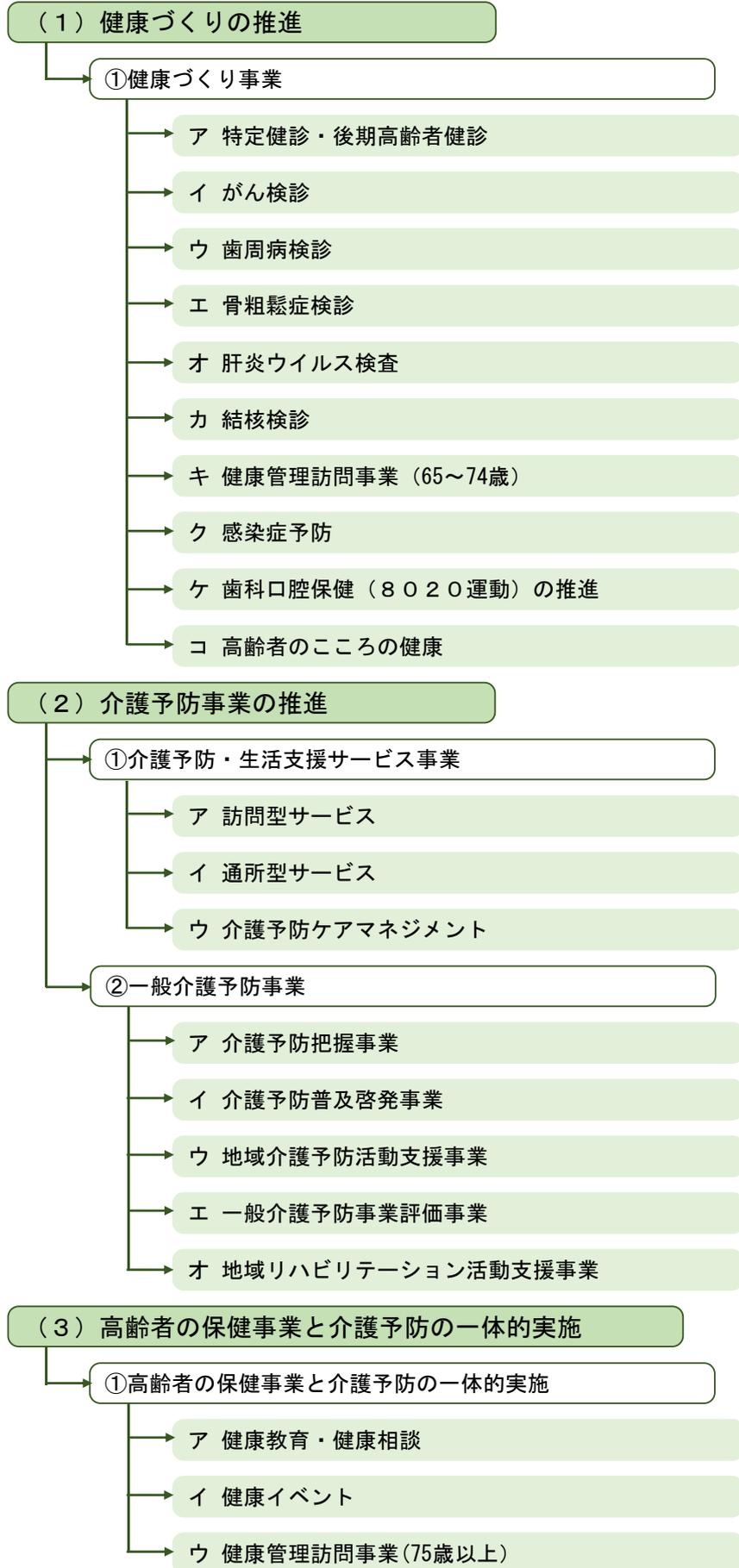
【事業内容・方向性】

臨時的、短期的、軽易な業務に就業を希望する高齢者に、知識や経験、希望に沿った就業先を確保し、紹介していきます。地域とのつながりを保ち、高齢者の生きがいがづくり、介護予防につながるよう、今後も就業機会の確保に努めていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数(人)	670	670	670

※前期実績値は、P. 20 参照

2 健康づくりと介護予防の充実



(1) 健康づくりの推進

令和5年度における本市の要支援・要介護認定者などは5,016人で、65歳以上の高齢者の約15.5%にあたります。

介護が必要となったきっかけは、高血圧、糖尿病、脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病が主な原因となる脳血管疾患や、ひざや腰などの関節の痛みや骨折、認知症などの老年症候群が大きな割合を占めていることから、健康を維持して暮らしを継続するためにはこれらの疾患の予防と早期発見・治療が重要です。

このため、高齢者の健康づくりのための正しい知識や情報の提供、各種健診、フレイル予防などの取組を充実させていきます。

また、高齢者の自殺予防のため、高齢者特有の課題を踏まえて、こころの健康づくりの普及啓発に努めます。

①健康づくり事業

ア 特定健診・後期高齢者健診

【事業内容・方向性】

三島市国民健康保険及び静岡県後期高齢者医療制度の被保険者に対し、特定健診・健康診査を実施します。健康の維持や介護予防、疾病の早期発見・早期治療に結びつけるため、希望者が安心して受けられる体制を整え、健診受診率の向上に努めていきます。

○特定健診（65～74歳の三島市国民健康保険加入者）

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数(人)	5,000	4,800	4,600
受診率(%)	50.0	50.0	50.0

※前期実績値は、P. 23 参照

○後期高齢者健診（75歳以上）

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数(人)	7,224	7,440	7,664
受診率(%)	45.0	45.0	45.0

※前期実績値は、P. 23 参照

イ がん検診

【事業内容・方向性】

がんの早期発見・早期治療のために、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん検診を実施し、がんによる死亡の増加を抑制していきます。さらなる受診率向上を目指し、各自治会や検診実施医療機関でのポスター掲示、対象者への個別通知の実施などを行い、検診に関心が低い方への周知や受診勧奨方法を工夫していきます。

○65歳以上受診者数

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん検診(人)	7,000	7,000	7,000
肺がん検診(人)	11,000	11,000	11,000
大腸がん検診(人)	8,200	8,200	8,200
前立腺がん検診(人)	3,000	3,000	3,000
子宮がん検診(人)	1,100	1,100	1,100
乳がん検診(人)	1,250	1,250	1,250

※前期実績値は、P. 23 参照

ウ 歯周病検診

【事業内容・方向性】

歯科口腔保健の向上のため、40歳から70歳までの市が指定する年齢の方に検診を実施します。対象者に口腔清掃状態及び歯周組織の健康状態の診査と適切な保健指導を行い、歯の喪失予防につなげていきます。広報や対象者への受診券の送付などにより、より一層の受診率向上に努めます。

また、機能を保持したまま歯を残すため、若年層からの歯周病予防啓発を実施していきます。

○65歳・70歳受診者数

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数(人)	230	230	230
受診率(%)	7.4	7.4	7.4

※前期実績値は、P. 23 参照

エ 骨粗鬆症検診

【事業内容・方向性】

骨粗鬆症予防のために、40歳から70歳の5歳を節目にした年齢の女性を対象に実施しています。高齢者の活動の妨げとなっている骨粗鬆症を早期に発見し、治療につなげることで、将来要介護状態にならないよう予防に努めます。対象者には、健康相談会や広報みしまを通じて検診の案内をしていきます。

○65歳・70歳受診者数

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数(人)	55	55	55
受診率(%)	3.8	3.8	3.8

※前期実績値は、P. 23 参照

オ 肝炎ウイルス検査**【事業内容・方向性】**

過去に肝炎ウイルス検査を受けていない人を対象に実施し、肝炎患者の早期発見、適切な肝炎医療につなげています。生涯に1度の検診であるため対象者は年々減少していきませんが、検診受診率の向上を目指し、今後も実施していきます。

カ 結核検診**【事業内容・方向性】**

結核予防法に基づき65歳以上の方を対象に実施し、結核の早期発見・適切な医療につなげています。実施方法を検討しながら、今後も実施していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数(人)	50	50	50
受診率(%)	0.2	0.2	0.2

※前期実績値は、P. 23 参照

キ 健康管理訪問事業（65～74歳）**【事業内容・方向性】**

生活習慣病予防・介護予防及び保健サービスと、医療・福祉・介護などのサービスとの調整を目的として、各家庭に訪問して相談・指導を行っていきます。家庭訪問をすることで、家庭内の状況を詳しく把握することができ、きめ細かいサービスにつなげることができています。

また、健康寿命の延伸に向け、健診の受診勧奨や、受診後の生活習慣改善にむけた指導、医療機関への受診勧奨を中心に、訪問による相談・指導を継続していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問件数(件)	220	220	220

※前期実績値は、P. 23 参照

ク 感染症予防**【事業内容・方向性】**

予防接種等の感染症対策を実施していきます。インフルエンザ予防接種は高齢者の増加により、対象者・接種者数ともに増加していきます。

高齢者の肺炎球菌予防接種は今後も接種率向上のため、広報みしまや個別通知により接種勧奨をしていきます。

また、新型コロナウイルス等新たな感染症対策については、国からの情報をすみやかに提供し、感染予防を図っていきます。

○インフルエンザ予防接種（定期）

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
接種者数(人)	17,875	17,875	17,875
接種率(%)	55.0	55.0	55.0

※前期実績値は、P. 23 参照

○高齢者の肺炎球菌予防接種（定期）

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
接種者数(人)	500	500	500
接種率(%)	38.0	38.0	38.0

※前期実績値は、P. 23 参照

ケ ^{ハチマルニイマル} 歯科口腔保健（8020運動）の推進

【事業内容・方向性】

歯や口腔の健康は高齢者のQOL（生活の質）につながっており、健康的で楽しみのある生活を送るために、歯科口腔保健の推進を図っていく必要があります。歯科口腔保健への関心が低いため、歯科医師会など、関係機関や三島市8020推進員と協力し、「8020運動」を普及・啓発していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8020運動実践者数(人)	47	52	57

※8020運動実践者数は、「歯と口の健康まつり」において、20本以上の歯があると認められた80歳以上の参加者数となります。

※前期実績値は、P. 23 参照

コ 高齢者のこころの健康

【事業内容・方向性】

高齢者の自殺の要因には、加齢による病気や生活苦、社会的役割の喪失、孤立感や介護疲れによるうつ病の問題など、高齢者特有の課題があることを踏まえ、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発や関係機関との連携の中で早期介入に努めます。

また、高齢者が抱え込みがちなさまざまな悩みや問題に対応する相談、支援機関の存在を伝える取組を進めます。

(2) 介護予防事業の推進

高齢者一人一人が、身近な地域で介護予防に取り組み、できる限り自立した生活を送れるように、早い段階から支援することを目的に介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)を中心とした介護予防の推進に取り組んでいきます。

①介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

【事業内容・方向性】

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスとして、従来の給付サービスに相当する「総合事業訪問介護」、身体介護を除く生活援助などが中心となる「訪問型サービスA」、日常のちょっとした困りごとに対する支援を行う「訪問型サービスB」の各サービスをそれぞれ展開しています。要支援認定者や事業対象者^{※1}に対し、必要に応じた適切なサービスの周知及び提供をしていくとともに、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、多様なサービスの創出に向け検討していきます。

イ 通所型サービス

【事業内容・方向性】

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のうち、通所型サービスとして、従来の給付サービスに相当する「総合事業通所介護」を展開しています。要支援認定者や事業対象者に対し、必要に応じた適切なサービスを提供していくとともに、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、多様なサービスの創出に向け検討していきます。

ウ 介護予防ケアマネジメント

【事業内容・方向性】

総合事業において、要支援認定者及び事業対象者に対して、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等の適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

※1 事業対象者：介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人で、要介護認定で要支援1・2の認定を受けた高齢者と基本チェックリストによる判定で要介護・要支援認定となるリスクが高いと判定され介護予防ケアマネジメントに位置付けられた人

②一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

【事業内容・方向性】

地域の実情に応じて収集した情報などの活用により、閉じこもりなどの何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

【事業内容・方向性】

介護予防に関する知識の普及や啓発を図り、また、65歳以上の元気な高齢者を対象に運動教室などを行うことで、元気高齢者の増加や健康寿命の延伸を目指します。教室などを実施できる事業者の拡大や、多くの人に参加してもらうための方法を検討していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(人)	3,290	3,450	3,620

※前期実績値は、P. 26 参照

ウ 地域介護予防活動支援事業

【事業内容・方向性】

介護予防を目的とした自主グループの運営や自主的な介護予防活動の支援を実施し、介護予防に対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸を目指していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数(人)	570	590	610

※前期実績値は、P. 26 参照

エ 一般介護予防事業評価事業

【事業内容・方向性】

介護保険事業計画に定める介護予防関連事業の目標値について達成状況などを検証し、事業評価を行います。評価に当たっては、各々の事業が適切かつ効率的に実施されているかどうか、目標達成までの過程も踏まえた上で毎年度検証を行い、その結果に基づく評価により見直しを実施することで、一般介護予防事業を含めた総合事業全体の改善を図ります。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業**【事業内容・方向性】**

理学療法士などのリハビリテーション専門職による住民主体の通いの場への支援や地域ケア会議での助言、地域包括支援センターと同行してアセスメント訪問を実施するなど、地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職の活用が広がるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)	42	45	50

※前期実績値は、P. 26 参照

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

人生 100 年時代を見据え、高齢者の自立した生活を実現するとともに健康寿命の延伸を図っていくため、高齢者の特性を踏まえた、生活習慣病などの重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止する取組の一体的な実施を国が定めています。

医療、介護、保健などのデータを一体的に分析し、国民健康保険の保健事業から継続的な取組を行うとともに、後期高齢者への健康教育、健康相談、訪問を通じて重症化予防、フレイル予防を実施します。

また、通いの場を活用して、社会参加を含むフレイル予防などの保健事業を実施するとともに、必要な場合はサービスに結び付けていくことで、健康寿命の延伸に取り組めます。

ア 健康教育・健康相談

【事業内容・方向性】

生活習慣病予防や栄養・食生活改善及びフレイル予防のための運動機能維持、さらに認知症予防など、市民のニーズにあった講座や講演会などを実施するとともに、助言を行うことにより介護予防につなげていきます。より身近な場所で受けられるよう保健委員会活動や通いの場などと協力し、地域のニーズに応じられるよう講座を実施するとともに、相談体制を充実していきます。

また、皮膚カロテノイド量測定器など個人の状態を見える化する機器の活用などにより、新たな方の参加を促していきます。

○65歳以上参加者

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施した通いの場数(箇所)	43	43	43
参加人数(人)	1,010	1,010	1,010

※前期実績値は、P. 27 参照

イ 健康イベント

【事業内容・方向性】

各種団体と協力し、市民が体験・学習できる健康イベントとして「歯と口の健康まつり」、「ノルディックウオーキング大会」などを企画していきます。また、健幸体育大学では、町内会や自治会、地域のサロンや居場所、生きがい教室と連携し、事業終了後も参加者が運動・スポーツを継続できるプログラムを提供していきます。

○65歳以上参加者数

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	3	3	3
参加人数(人)	500	500	500

※前期実績値は、P. 27 参照

ウ 健康管理訪問事業(75歳以上)

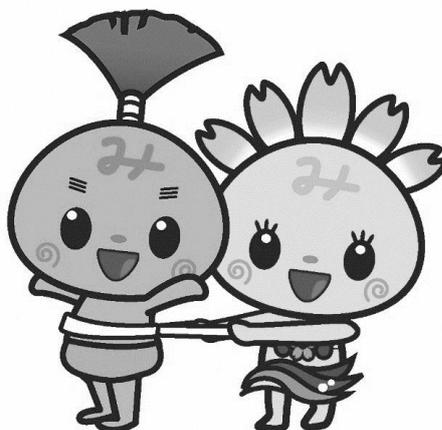
【事業内容・方向性】

生活習慣病重症化予防・フレイル予防及び保健サービスと、医療・福祉・介護などのサービスとの調整による健康寿命の延伸を目的として、各家庭に訪問して相談・指導を行っていきます。家庭訪問することで、家庭での様子や家族の状況について詳しく把握することができ、きめ細かいサービスにつなげていきます。

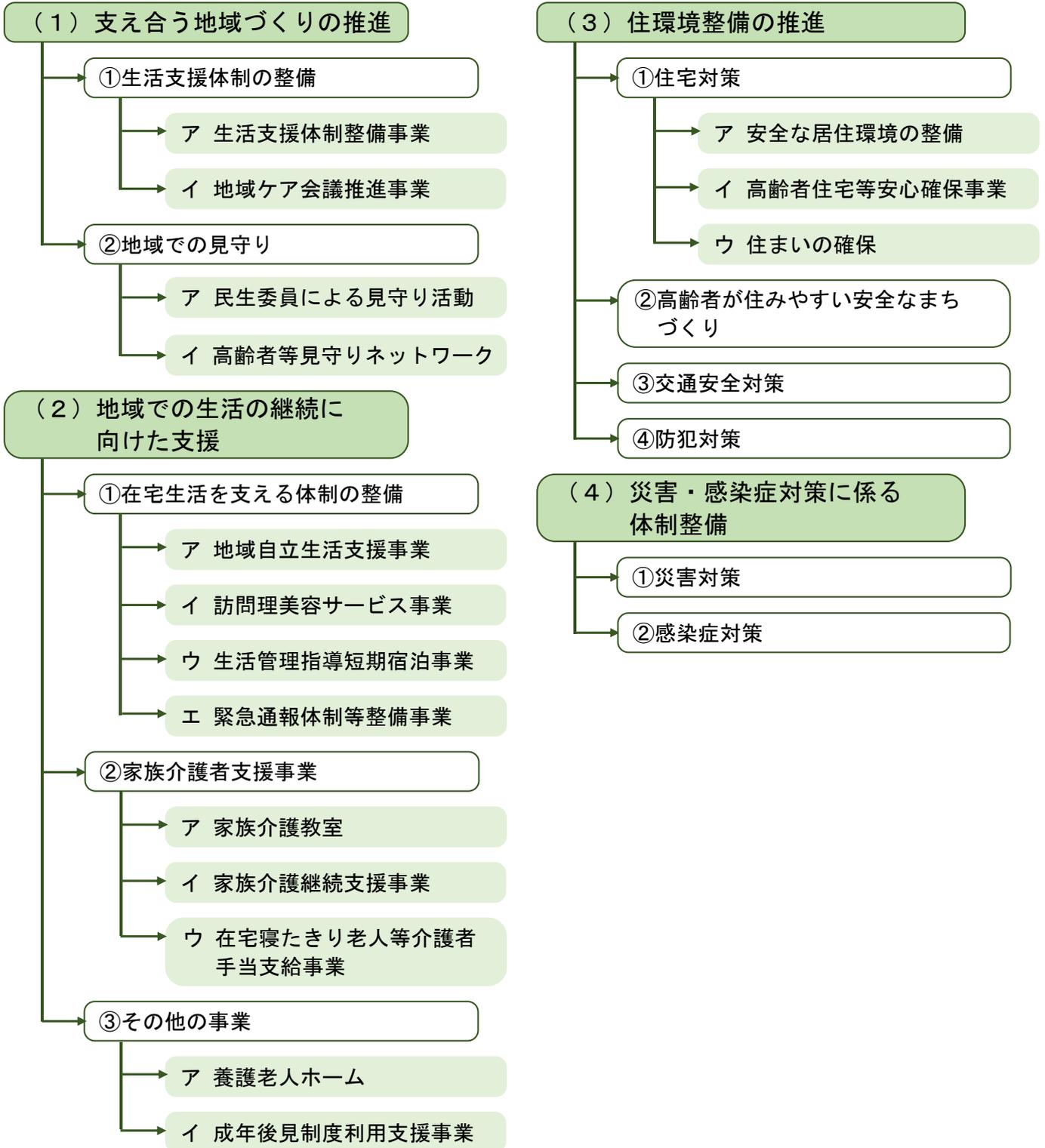
○75歳以上の後期高齢者

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問件数(件)	162	165	168

※前期実績値は、P. 27 参照



3 地域生活を支える体制の整備



(1) 支え合う地域づくりの推進

住み慣れた地域で、誰もが人生最後まで自分らしく生活できるよう生活支援サービスの体制整備を、現行の取組に加え、さらに充実した形で行うことになりました。

地域ならではのサービスの開発や、生活支援サービスを必要としている高齢者に迅速・適切にサービス提供できるよう、生活支援コーディネーターや協議体^{※2}の活動の中で取り組んでいきます。

①生活支援体制の整備

ア 生活支援体制整備事業

【事業内容・方向性】

生活支援サービスなどの体制整備を推進するため、地域において課題や資源の把握、関係者のネットワーク構築、社会資源の確保や創出と担い手の養成などに取り組む生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な主体間による定期的な情報共有や連携強化の場として協議体を運営し、支援を必要とする地域ニーズと地域資源のマッチングに努めます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター人数(人)	6	6	6
市全体における協議体開催回数(回)	2	2	2
各圏域における協議体開催回数(回)	15	15	15

※前期実績値は、P.36 参照

イ 地域ケア会議推進事業

【事業内容・方向性】

地域ケア会議を通じて、多職種協働により個別事例を検討し地域課題を抽出することで、必要な社会資源の整備や地域づくりにつなげていきます。

②地域での見守り

ア 民生委員による見守り活動

【事業内容・方向性】

民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。少子高齢化が進んだことにより増加している一人暮らし高齢者や高齢者世帯へは、避難行動要支援者名簿記載者訪問などの見守り活動を民生委員が地域と連携して行っていけるよう支援していきます。

※2 協議体 : 住民主体で構成され、生活支援コーディネーターをサポートし、助け合い活動をともに創出、充実する組織

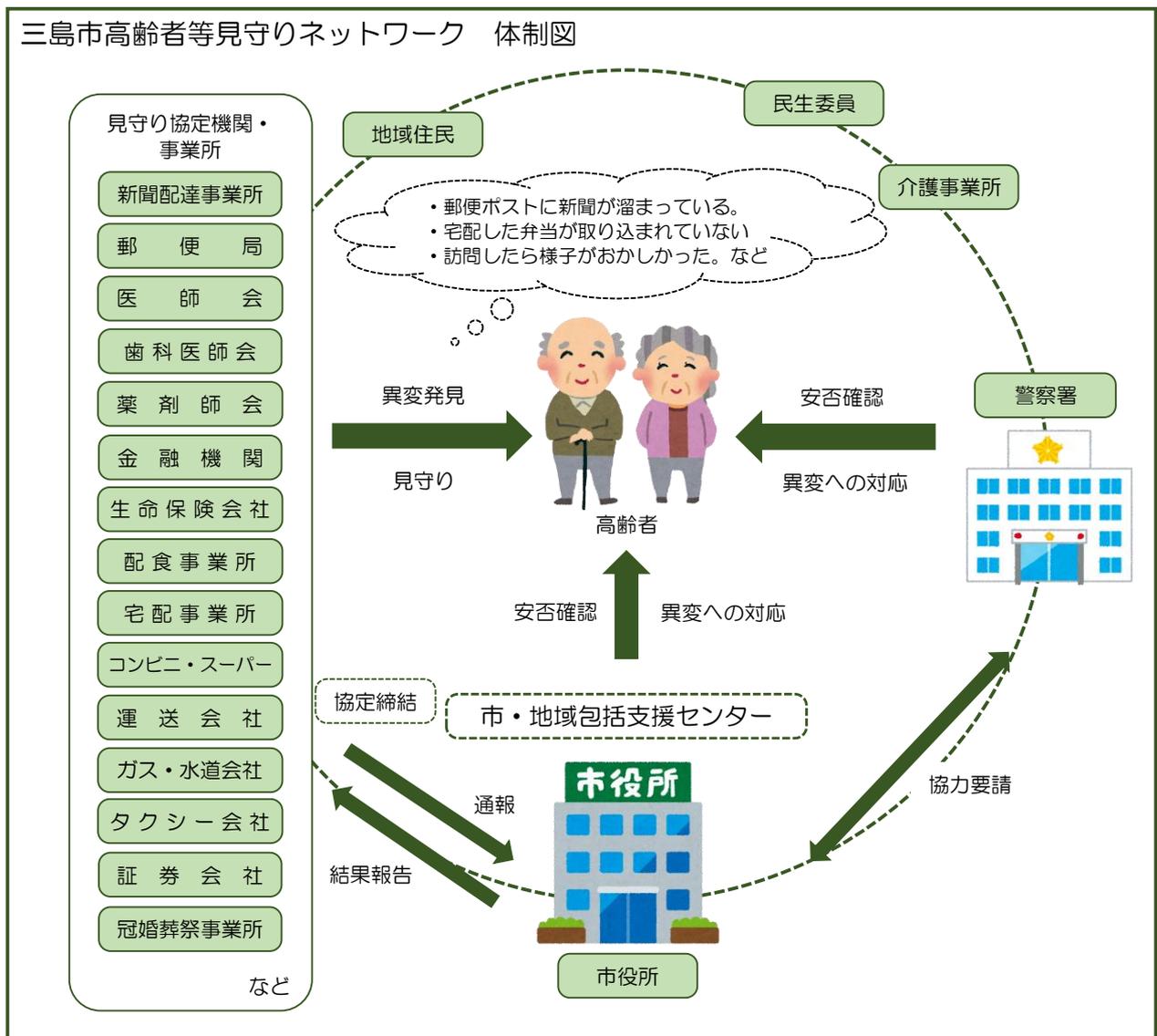
イ 高齢者等見守りネットワーク

【事業内容・方向性】

高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、民間事業所などが日常の事業活動を通して、高齢者に異変がないか見守り、何らかの異変や支援が必要と判断した場合には、市や地域包括支援センターなどにつなげる体制として「高齢者等見守りネットワークに関する協定」を締結しています。

事業所などからの情報提供を受け、警察や地域の方々と連携することにより、緊急的な対応が必要な高齢者の発見などに結びついています。

今後もより多くの目で地域の高齢者を見守っていくため、協力いただける事業所などの拡大に努め、地域での見守り体制を強化していきます。



(2) 地域での生活の継続に向けた支援

住み慣れた地域で要介護高齢者が暮らしを継続するためには、それを支える家族に対しても支援が必要です。これまで、在宅介護を行う上で必要な知識や情報を提供するとともに、介護者の孤立を防ぐ取組や介護にかかる経済的負担を軽減する取組などを行っており、引き続き継続して実施します。

また、高齢者を介護しているヤングケアラー、高齢者の介護と育児や障がい児者の介護を担うダブルケア世帯、8050世帯などの家族支援においても、こども家庭センターや障がい者基幹相談支援センターなど、関係機関と連携しながら、必要な介護サービスの利用につながるよう支援していきます。

①在宅生活を支える体制の整備

ア 地域自立生活支援事業

【事業内容・方向性】

高齢者の地域における自立した生活を継続させるために、安否確認が必要なひとり暮らし高齢者などへ地域の社会福祉事業者や民間事業者などから昼食を届けながら、高齢者の栄養改善や安否確認を行い、地域におけるネットワークづくりに努めていきます。

また、介護サービス相談員派遣事業では、介護保険施設などを訪問し、入所者やその家族などの相談に応じ、サービスに対する不満、不安の解消を図るとともに、介護保険施設などにおける介護サービスの質の向上を目指します。

実施目標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
給食サービス事業	年間配食数(回)	7,000	7,000	7,000
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員実人数(人)	6	6	6
	派遣回数(回)	264	264	264

※前期実績値は、P. 37 参照

イ 訪問理美容サービス事業

【事業内容・方向性】

歩行困難、寝たきり及び傷病などの理由により理美容院に出向くことが困難な高齢者の自宅に、理容師又は美容師を派遣し、理美容サービスを提供することにより、快適な在宅生活の提供をしていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数(人)	20	20	20
派遣回数(回)	50	50	50

※前期実績値は、P. 37 参照

ウ 生活管理指導短期宿泊事業

【事業内容・方向性】

高齢者や虐待・体調不良などの緊急措置が必要な高齢者を一時的に特別養護老人ホームに宿泊させて生活習慣の指導を行うとともに体調の調整を図っていきます。

エ 緊急通報体制等整備事業

【事業内容・方向性】

65歳以上の高齢者世帯を対象に在宅の見守りなどのサービスを提供する民間事業者との契約に対して補助を行い、個人の要望にあったサービスを受けられるようにすることで、在宅での生活支援を行っていきます。

② 家族介護者支援事業

ア 家族介護教室

【事業内容・方向性】

自宅で介護している家族などを対象に、要介護者の状態維持や改善を図るため、適切な介護知識や技術の習得に向けた講習などを行い、介護する家族を支援していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	15	15	15
参加人数(人)	150	150	150

※前期実績値は、P. 38 参照

イ 家族介護継続支援事業

【事業内容・方向性】

在宅で要介護4以上などの高齢者を介護している低所得世帯に、経済的及び精神的負担の軽減を目的に紙おむつを給付していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	40	40	40

※前期実績値は、P. 38 参照

ウ 在宅寝たきり老人等介護者手当支給事業

【事業内容・方向性】

寝たきり又は認知症の状態が6か月以上継続し、日常生活において常時介護を必要とする高齢者を在宅で介護している介護者の労をねぎらい、この高齢者の福祉の充実を図ることを目的に支給を行っていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受給者数(人)	480	500	520

※前期実績値は、P. 38 参照

③その他の事業

ア 養護老人ホーム

【事業内容・方向性】

環境上の理由又は経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を措置します。三島市立養護老人ホーム「佐野楽寿寮」については、入所者が減少傾向のため、令和5年度に開催した「佐野楽寿寮のあり方検討委員会」の意見を参考にした上で、施設の適正管理を行っていきます。

イ 成年後見制度利用支援事業

【事業内容・方向性】

高齢者の権利を擁護するため、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な高齢者を対象に、身寄りがいないなど申立てをする者がいない場合には、市長による成年後見制度の申立てを行うとともに、成年後見人などへの報酬負担が困難な被成年後見人などに対しては、報酬の助成を行っていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立件数(件)	6	7	8
報酬助成件数(件)	7	8	9

※前期実績値は、P. 39 参照

(3) 住環境整備の推進

高齢者の地域での暮らしの継続のためには、「住まい」が重要になります。

国では「サービス付き高齢者向け住宅事業」や、高齢者など住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や登録住宅の改修費への支援など、高齢者の居住の安定の確保を図っています。

介護が必要になっても、安心して暮らしの継続ができるよう、「住まい」の確保について、福祉施策だけでなく、住宅施策、居住支援法人などの関係機関とも連携しながら取組を進めていきます。

また、地域で高齢者が安心して暮らすためには、介護サービスなどのソフトの取組も重要ですが、安全に暮らすことができるまちづくりを行うなどハード面での対策も必要です。犯罪など、高齢者の暮らしの安全を脅かすさまざまな問題について、予防や実際に被害に遭った時の対策をたてるなどの取組を進めていきます。

①住宅対策

ア 安全な居住環境の整備

【事業内容・方向性】

三島市公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和7年度から山田住宅の大規模改善工事を行い、手すりやスロープなどを設置し、誰もが安心して居住できるよう居住環境の整備に取り組んでいきます。

イ 高齢者住宅等安心確保事業

【事業内容・方向性】

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者が、自立して安心して快適な生活が送れるよう生活援助員を配置するとともに、適切な設備更新などの施設管理に努めていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入居率(入居戸数/住宅戸数)(%)	100	100	100

※前期実績値は、P. 40 参照

ウ 住まいの確保

【事業内容・方向性】

高齢者が安心して暮らし続けるためには、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら、個人の尊厳が確保されることが重要です。高齢者が身体の状態やニーズに対応した住まいを選択できるよう、セーフティネット住宅などの情報提供に努めます。

住宅確保要配慮者の住まいや、生活・自立に係るセーフティネット機能の強化に向けて、きめ細かな支援を実施していくためには、福祉施策や住宅施策などの緊密な連携が可能な市単位での居住支援協議会の設置が重要であるとされていることから、居住支援法人と継続的な連携や情報交換を行い、居住支援協議会の設立に向けた調査研究を行います。

	種類	定員数	内容
1	養護老人ホーム (P.84 再掲)	50人	環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が自立した日常生活や、社会的活動ができるように必要な指導、訓練、相談及びその他の援助を行なっています。
2	軽費老人ホーム (ケアハウス)	20人	無料または低額な料金で、家庭環境、住宅事情、経済状況などの理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入所し、食事など日常生活上必要な便宜が提供されます。
3	有料老人ホーム	270人	高齢者が入居し、食事の提供、介護（入浴・排せつ・食事）の提供、洗濯・掃除などの家事の供与、健康管理のいずれかのサービス（複数も可）が提供されます。
4	サービス付き 高齢者向け住宅	170人	高齢者が入居し、安否確認と生活相談が必須のサービスとして提供されます。バリアフリー構造など高齢者にふさわしい設備基準を満たしています。

※令和5年9月30日現在の定員数

※軽費老人ホーム及び有料老人ホームの定員数は、特定施設入居者生活介護^{※3}分の定員を除いた人数となります。

※3 特定施設入居者生活介護：介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホームなどが、入居者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うもの

②高齢者が住みやすい安全なまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、ソフト面とハード面の両面からのまちづくりが必要です。

ひとり暮らしや孤独感を感じる高齢者には、電話や訪問による見守りができるよう、地域のネットワークづくりを進めるとともに、誰もがいきいきと安全安心な生活を送れるようにするために心のふれあいを大切にする施策を進めていきます。

また、高齢者にとって利用しやすい公共施設や地域環境の整備に努め、生活の場の拡大が図れるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

③交通安全対策

高齢者の交通事故防止を図るため、寿大学や各老人クラブの会合などにおいて交通安全研修会や講習会などを開催し、交通安全教育を実施していきます。

年間に4回開催される交通安全運動期間中には、交通安全指導員、民生委員と連携して、高齢者宅を訪問し、交通安全指導を実施します。

また、夜間の交通事故防止対策として反射材の着用普及活動を併せて行っていきます。

その他、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢ドライバーや交通事故を心配する家族など周辺の方々から相談が寄せられていることもあり、高齢者の自動車運転事故を未然に防止するための支援として、運転免許証を自主的に返納した70歳以上の高齢者に、バス、タクシー及び伊豆箱根鉄道駿豆線の利用助成券を交付していきます。安全運転の啓発と併せて、免許返納の選択肢を示すことで、高齢者が事故の加害者及び被害者にならないために、交通事故防止を図ります。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者宅訪問件数(件)	16	18	20
高齢者運転免許返納支援事業申請者数(人)	460	475	490

※前期実績値は、P. 41 参照

④防犯対策

特殊詐欺の手口が多様化・巧妙化しており、被害に遭う高齢者が後を絶たないことから、市内において特殊詐欺が疑われる不審電話が多発した際には、関係各課や三島警察署と連絡をとり、市民メール・同報無線に加え、ホームページや公式LINEを活用するといった情報発信・注意喚起を行うとともに、啓発方法を多様化させ継続的に情報提供を実施していきます。

また、伊豆箱根鉄道駿豆線の沿線地域にある市町や警察で構成された「駿豆線沿線地域活性化協議会防犯部会」による特殊詐欺に関する啓発活動を行うなど、沿線地域の防犯対策の充実を図りながら被害に遭わないための意識啓発と知識の普及に努めていきます。

さらに、高齢者が空き巣・忍込みや、悪質商法などの被害者にならないような種々の防犯対策を必要に応じて行っていきます。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年、地震、台風や大雨による土砂災害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。過去には全国各地において高齢者施設が被災し、高齢者が犠牲となるなどの被害もありました。こうした被害を受け、災害時に高齢者を保護する取組が必要とされています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行においては、高齢者や基礎疾患のある人は特に重症化するリスクが高いことも報告されている等、高齢者の感染症対策も喫緊の課題となっております。

本市ではこのような災害や感染症に備え、関係機関と連携し、平常時から体制を整えておくことの重要性を改めて周知し、発生時に適切な対応ができるよう取組を進めていきます。

①災害対策

災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や重度の障がい者などの避難行動を支援することが課題となっております。そこで、要介護3以上の高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の人などを対象として、本人の同意を基に避難行動要支援者名簿を作成しています。

また、各々の避難行動の支援においては、名簿に加え個別避難計画の作成に努めています。今後も、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を自主防災組織や民生委員と連携して進めていきます。

また、介護保険施設などにおいても、利用者の生命・身体を守ることが何よりも優先されることから、平時からの事前準備として、災害対策に係る計画や避難訓練の実施、必要な物資の備蓄などについて確認及び指導を行っていきます。

②感染症対策

高齢者への感染症対策として、平常時から感染予防や感染拡大防止について啓発していきます。新型コロナウイルス感染症などの新興感染症については速やかな情報提供とともに、健康二次被害を引き起こさないための働きかけも行っています。

また、介護サービスは利用者やその家族の生活の維持のために必要不可欠なものであるため、感染症拡大防止のための取組を進めるとともに、感染症の発生時においても県や関係機関と連携しながら適切な対応に努め、介護サービスを継続できるよう介護保険施設などを支援します。

4 多分野連携による包括的支援体制の強化

(1) 相談・支援体制の強化

① 包括的支援事業（地域包括支援センター）

- ア 地域包括支援センターの設置
- イ 総合相談支援
- ウ 高齢者虐待防止・権利擁護
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント
- オ 地域ケア会議推進事業

② 高齢者相談窓口の充実

- ア 高齢者くらし相談事業「街中ほっとサロン」
- イ 生活支援センター
- ウ 成年後見支援センター
- エ 地域包括支援センター
- オ シルバーコンシェルジュによる高齢者総合相談

(2) 在宅医療・介護の連携推進

① 在宅医療・介護の連携推進

- ア 在宅医療・介護連携推進事業
- イ 医療介護連携センター
- ウ 寝たきり者等歯科訪問調査事業
- エ かかりつけ医・歯科医・薬剤師の重要性の啓発

(1) 相談・支援体制の強化

高齢者が地域の中で安心して生活していくためには、介護サービスだけでなく地域のさまざまな分野の機関による支援や活動を有機的に連動させた総合的な支援を行っていくことが必要です。近年大きな社会問題となっているヤングケアラーや8050問題など複雑化・複合化する高齢者の生活課題を、地域の総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめ多様な相談窓口で受け止め、各分野の多機関が連携して高齢者のみならず家族介護者も含めて支援していく体制の強化に取り組み、多面的に高齢者の地域生活を支えていきます。

①包括的支援事業（地域包括支援センター）

ア 地域包括支援センターの設置

【事業内容・方向性】

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1か所ずつ設置しています。

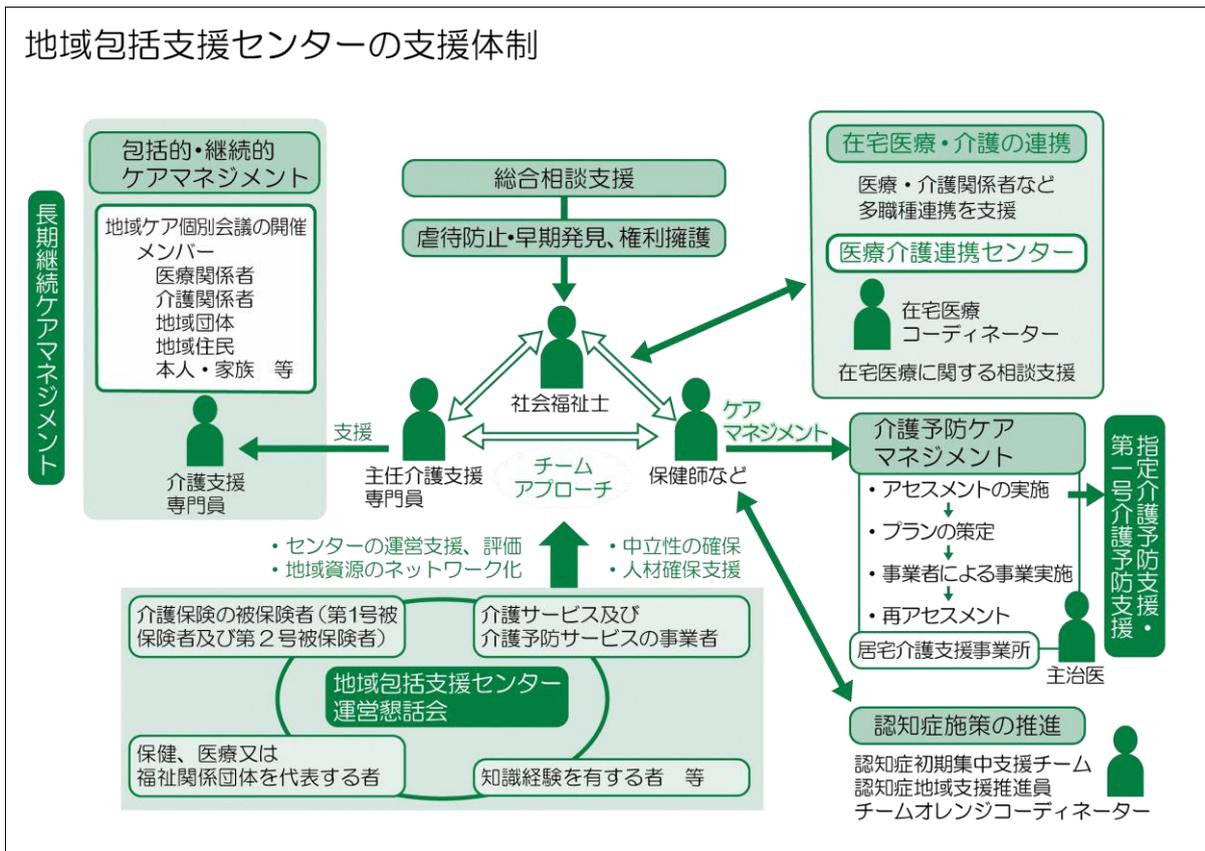
後期高齢者人口の増加、平均寿命の延伸や単身世帯の高齢者の増加などにより予想される、地域包括支援センターが担当する支援の必要な高齢者の増加に対応するとともに、より身近な地域で充実した相談支援、地域づくりが行えるよう、地域包括支援センターを増設して支援体制を強化します。

また、効果的・効率的な高齢者支援を行うため、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者人口の推移や求められる支援への対応状況を確認し、三職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を適正かつ柔軟に配置していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター(か所数)	5	6	6

※前期実績値は、P. 29 参照

地域包括支援センターの支援体制



イ 総合相談支援

【事業内容・方向性】

地域における総合相談窓口として、高齢者に関する介護や生活上の困りごとの実態を早期に把握し、初期段階での相談や継続的・専門的な相談対応を行います。

また、近年大きな社会問題となっているヤングケアラーや8050問題など、包括的な相談支援を担うことが求められているため、職員の対応力の向上を図るとともに、児童福祉分野や障がい分野など他分野との連携を図ります。

ウ 高齢者虐待防止・権利擁護^{※4}

【事業内容・方向性】

虐待の防止、成年後見制度など、高齢者の権利擁護に関する相談支援を行っていきます。認知症及びひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な高齢者が増えています。適切に制度が利用できるよう支援していきます。

高齢者虐待については、養護者自身も気づかずに虐待を行っているケースもあるため、虐待防止について住民への啓発を行うとともに、相談窓口を周知し、警察署など関係機関と連携しながら防止と支援に努めていきます。また、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行うとともに、虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組みます。

さらに、近年増加しているセルフネグレクト^{※5}の予防と支援の強化を図ります。

※4 権利擁護：自己の権利や援助の求めを表明することの困難な者に代わり、援助者が代理としてその権利や援助の獲得を行うこと

※5 セルフネグレクト：本人自身が介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態又はその行動

エ 包括的・継続的ケアマネジメント

【事業内容・方向性】

高齢者が在宅での生活を継続していくためには、高齢者の状況に応じて必要なサービスが包括的・継続的に提供されていくことが必要です。介護支援専門員（ケアマネジャー）^{※6}が中心となって包括的・継続的ケアマネジメント^{※7}を実践することができるよう、介護支援専門員に対する個別支援及び環境整備を行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会議、部会、研修、講座開催回数(回)	200	210	220

※前期実績値は、P. 29 参照

オ 地域ケア会議推進事業

【事業内容・方向性】

多職種協働により個別事例を検討して地域課題を抽出し、その課題を地域づくりや政策形成に結びつけるために、次の地域ケア会議を開催します。

「地域ケア個別会議」…地域包括支援センターが中心となって個別ケースの支援方法を多職種で検討し、高齢者の課題解決に向け支援するとともに、地域課題を把握します。

「自立支援サポート会議」…個別事例に対する理学療法士や管理栄養士などの専門職の助言を通じ、介護支援専門員が高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントの視点を得て、自立支援型のケアにつなげていけるよう支援します。

「地域ケア推進会議」…それぞれの会議を通じて抽出された個別課題を協議し、必要な社会資源の整備や地域づくりにつなげていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	40	42	45

※前期実績値は、P. 29 参照

※6 介護支援専門員：ケアマネジメントを必要とする人からの相談への対応及び利用者がその心身の状況などに応じて適切な介護サービスを利用できるように介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う専門職

※7 ケアマネジメント：援助を必要とする利用者が、必要となるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法

②高齢者相談窓口の充実

ア 高齢者くらし相談事業「街中ほっとサロン」

【事業内容・方向性】

街の中心地に高齢者が気軽に立ち寄り、悩みごとや困りごとを相談できる場所を提供します。

また、専門的な支援が必要な人に対しては適切な相談場所につなぎます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
来所者数(人)	7,000	7,500	8,000

※前期実績値は、P. 30 参照

イ 生活支援センター

【事業内容・方向性】

複合的な課題を抱えている生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、個々の状況に応じて適切に対応するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関と連携して支援を行っていきます。

ウ 成年後見支援センター

【事業内容・方向性】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度^{※8}に関する相談や家庭裁判所への後見人の申立支援を行い、財産や権利を侵害されることなく安心して暮らしていくことができるように支援を行っていきます。

エ 地域包括支援センター

【事業内容・方向性】

地域における身近な総合相談窓口として、高齢者に関する介護や生活上の困りごとに対し関係機関と協力して継続的・専門的な支援を行っていきます。

オ <新規>シルバーコンシェルジュによる高齢者総合相談

【事業内容・方向性】

高齢者総合相談窓口に介護保険制度や高齢者福祉施策についての知識を有する専門職をシルバーコンシェルジュとして配置し、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により高齢者のニーズや状況の把握を行い、適切なサービスにつなげていきます。

※8 成年後見制度：判断能力の不十分な成年者の判断能力などに応じて、家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、本人に代わって契約などの法律行為をしたり、金銭管理を行ったりすることにより本人の権利擁護を図る制度

(2) 在宅医療・介護の連携推進

病気を抱えても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を人生の最期まで続けていくためには、地域における医療や介護の関係機関やさまざまな職種が連携し、切れ目のない在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。

今後、医療と介護の両方のサービスが必要な高齢者の増加が見込まれるため、医療や介護の多職種・多機関が共通の認識を持ち、医療と介護の一体的な支援体制の構築を目指します。

さらに認知症の対応、感染症発生時や災害対応等の様々な局面においても、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図っていきます。

また、市民が人生の最期を自らが望む形で迎えることができるよう、在宅医療・介護についての情報提供や説明を行い市民の理解を促進し、ACP^{*9}の推進に努めます。

①在宅医療・介護の連携推進

ア 在宅医療・介護連携推進事業

【事業内容・方向性】

「在宅医療介護連携推進会議」を開催し、医療と介護の多職種・多機関で在宅医療・介護連携における課題の抽出と対応策について検討するとともに、「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの場面ごとに、在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を設定し、PDCAサイクルに沿った事業展開を行います。

また、医療介護連携センターの設置、多職種を対象とした研修会の開催、情報共有の支援などを通して多職種協働による在宅医療・介護の連携体制の強化を図っていきます。

さらに、市民を対象とした看取りやACPに関する講座の開催などによる普及啓発を行い、在宅医療・介護に対する市民の理解の促進に取り組みます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講演会、研修、講座、会議開催回数(回)	11	11	11

※前期実績値は、P.31 参照

※9 ACP(アドバンス・ケア・プランニング)：人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療ケアチームと繰り返し話し合い、本人の意思決定を支援する取組。愛称は「人生会議」。

イ 医療介護連携センター

【事業内容・方向性】

在宅医療へのつなぎ役を担う専任の在宅医療コーディネーターを配置し、医療に関する相談対応や在宅医療を行う医師を調整・紹介するなどの支援を行うとともに、地域の医療・介護資源の把握と情報提供、多職種を対象とした研修会の開催、市民への普及啓発などを通して地域の医療・介護関係者の連携を支援します。

ウ 寝たきり者等歯科訪問調査事業

【事業内容・方向性】

寝たきりなどの状態にあり、通院が困難で、歯や口腔に問題が生じている人に対し、歯科医師が訪問し調査を行うとともに、必要な方がサービスを受けられるよう周知をしていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人)	190	209	230

※前期実績値は、P. 31 参照

エ かかりつけ医・歯科医・薬剤師の重要性の啓発

【事業内容・方向性】

病状に応じて専門医を紹介してくれる「かかりつけ医・歯科医」や、薬をはじめ、広く健康に関する相談に応じてくれる「かかりつけ薬剤師」を持ち、日頃から相談することが重要です。このため、「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことの重要性についてホームページや各種事業等で普及・啓発していきます。



5 認知症施策の総合的な推進

(1) 認知症の人を支える体制の強化

① 認知症の人を支える体制の強化

- ア 認知症地域支援・ケア向上事業
- イ 認知症高齢者等見守り登録事業
- ウ 認知症初期集中支援推進事業
- エ 認知症サポーター養成事業
- オ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- カ 認知症ケアパスの普及

(2) 認知症の人とその家族への支援

① 認知症の人とその家族への支援

- ア 認知症カフェ事業
- イ 認知症本人ミーティング
- ウ 認知症家族会支援事業
- エ 認知症の人と家族の一体的支援事業
- オ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（再掲）
- カ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

(1) 認知症の人を支える体制の強化

認知症施策については、令和元年6月「認知症施策推進大綱」にとりまとめられた大綱に基づき、認知症の人やその家族の意見を尊重して、「共生」と「予防」の施策を推進しています。令和5年6月に認知症基本法が成立し、施行後は認知症基本法に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、施策を推進していきます。

認知症があってもなくても同じ社会・地域でともに生きていくために、認知症高齢者及び若年性認知症の人（以下「認知症の人」）に安心・安全なやさしい地域づくりにつながる取組を強化し、認知症の人の社会参加活動などを推進していくとともに、地域における医療・介護などの連携やできる限り早い段階からの支援も継続していきます。

①認知症の人を支える体制の強化

ア 認知症地域支援・ケア向上事業

【事業内容・方向性】

医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図るため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の相談支援、関係機関への連絡調整の支援、多職種が参加する認知症の人を支援するための研修会などを開催します。

認知症の人の増加が見込まれるため、認知症地域支援推進員による地域づくりの強化、認知症に関する普及啓発を強化するとともに、認知症の方やその家族の視点を重視して事業を展開していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員数(人)	8	9	9

※前期実績値は、P. 33 参照

イ 認知症高齢者等見守り登録事業

【事業内容・方向性】

認知症の人がますます増加していく中で、行方不明になる可能性のある認知症の人の安全確保及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的として、見守りシールの配付を行う事業を実施します。地域での見守りはより重要となるため、事業のさらなる周知を図るとともに、行方不明時の早期発見・保護を目的とした広域連携体制の整備を図っていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累計登録者数(人)	185	205	225

※前期実績値は、P. 33 参照

ウ 認知症初期集中支援推進事業

【事業内容・方向性】

認知症初期の支援として、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、早期の段階から必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を取り、自立生活のサポートをする活動を推進します。また認知症の人が早期の相談につながるよう、脳の元気度チェック、もの忘れ相談を行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム員実人数(人)	9	10	10

※前期実績値は、P. 33 参照

エ 認知症サポーター養成事業

【事業内容・方向性】

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのため、認知症の人とその家族の応援者である「認知症サポーター」を養成します。小・中学生など若年層のほか、企業等で働く世代を対象にした講座の開催にも努めていくとともに、受講修了者向けに、認知症への理解をさらに深め、認知症サポーターとしての活動実践に導く機会を設けます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累計養成者数(人)	10,949	11,369	11,789
開催回数(回)	24	24	24

※前期実績値は、P. 33 参照

オ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

【事業内容・方向性】

認知症サポーターのさらなる活躍の場を創るため、市が配置するコーディネーターが、認知症の人が地域でやりたいこと・困っていることや家族が希望している支援と、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターを中心とした支援者をマッチングし、地域サポーター（認知症本人とその家族を含む。）と、多職種の職域サポーター（地域の生活関連企業など）が一つのチームとなった「チームオレンジ」をつくり、地域づくり活動につなげます。

この取組を通じて、認知症当事者も地域づくりの一員として社会参加することを後押しします。

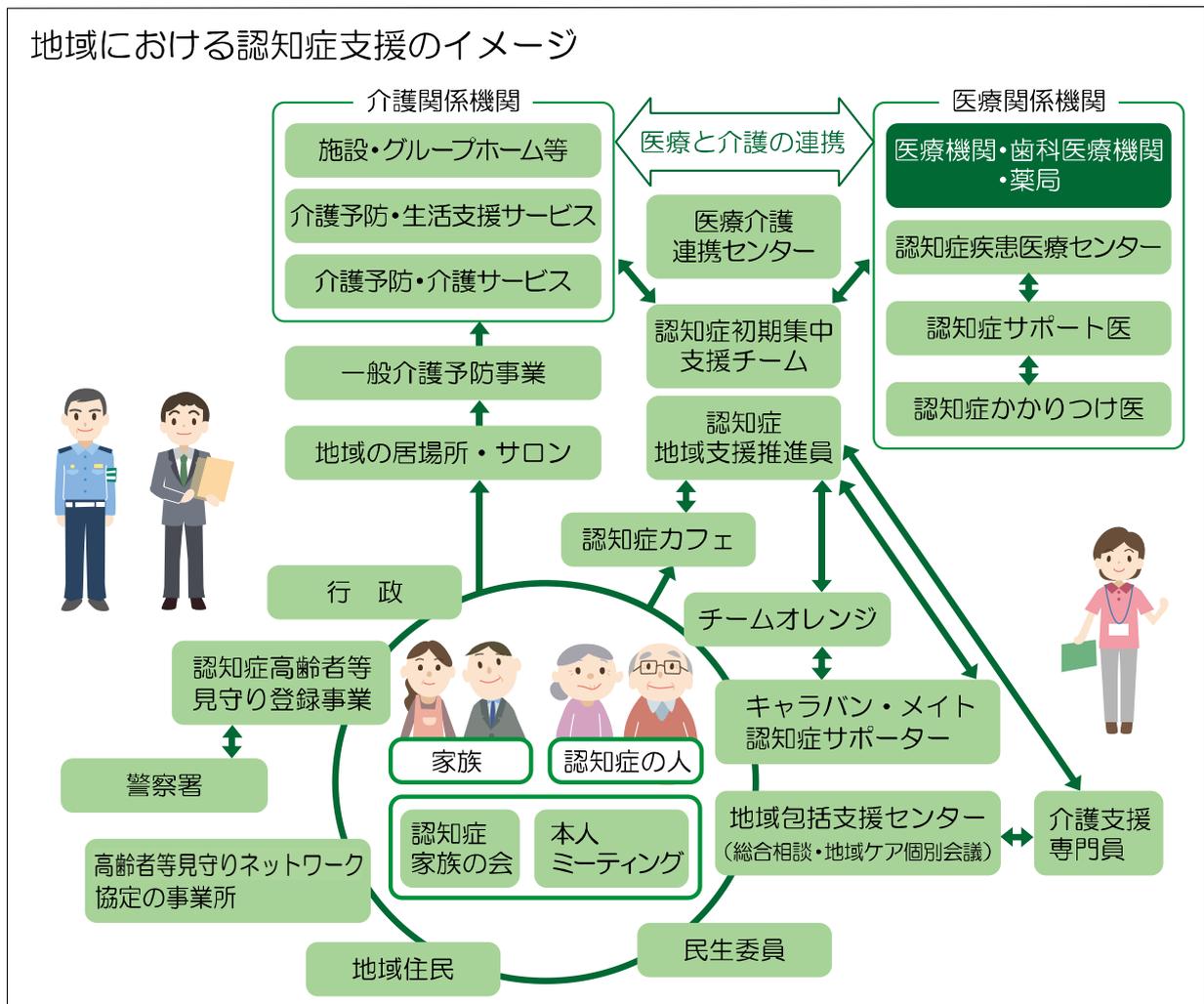
カ 認知症ケアパスの普及

【事業内容・方向性】

認知症ケアパスは、認知症の相談場所や認知症と診断された時、今後どのような支援やサービスを受けながら生活を継続していくことができるかを示したものです。『「物忘れ」「認知症」を知って安心生活を送りましょう』などのパンフレットを作成し、地域や各関係機関と連携して配布しています。

今後も、認知症の人やその家族の意見を踏まえてその内容を充実させ、市民への普及・啓発に努めます。

地域における認知症支援のイメージ



(2) 認知症の人とその家族への支援

認知症の人がいきいきと活動することは本人にとって大切なことであり、また、その姿は認知症に関する社会の見方を変えるきっかけにもなり、多くの認知症の人に希望を与えるものでもあると考えられます。

そのため、認知症の人本人が地域の中で地域の人と活動することとともに、自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前向きに暮らすことができている姿などを積極的に発信していくことを支援していきます。

また、認知症の方を介護している家族は、心理的な負担や孤立感を感じる傾向が強く、この軽減を図ることも大切なため、認知症の人の家族への支援にも努めていきます。

それぞれの取組で得られた認知症の人本人とその家族の声を、認知症施策に反映させていきます。

①認知症の人とその家族への支援

ア 認知症カフェ事業

【事業内容・方向性】

認知症についての相談、情報提供、普及啓発を行うとともに、認知症の人やその家族、地域住民、ボランティア、専門職など誰もが参加し集うことができる場、居場所・交流の場として認知症カフェを開設し、認知症の人を地域で支える体制づくりを推進していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ(か所数)	5	6	6
利用人数(人)	1,575	1,650	1,875

※前期実績値は、P. 35 参照

イ 認知症本人ミーティング

【事業内容・方向性】

認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくため、認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場として「本人ミーティング」を開催します。

集う楽しさに加えて、本人だからこその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士や地域に伝えていくための集まりであり、ここでの認知症の本人たちの声を、施策や支援につなげていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	6	6	6

※前期実績値は、P. 35 参照

ウ 認知症家族会支援事業**【事業内容・方向性】**

認知症の人の家族や介護をしている人たちのつながり「三島市認知症家族の会（オレンジリングの会）」を定期的開催し、情報交換や互いの悩みなどを話す場を提供し、家族の会会員の自主的な活動をサポートします。家族同士が仲間となり、話すことで家族・介護者の心理的な負担を少しでも軽減できるよう、家族の会の活動を充実・支援していくとともに、ケアラー手帳を作成し、広く家族を支援します。

また、家族から聴いた意見や思いを認知症の各事業に活かしていきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	11	11	11

※前期実績値は、P.35 参照

エ <新規>認知症の人と家族の一体的支援事業**【事業内容・方向性】**

認知症の人がいつまでも自宅で、その地域で暮らし続けることを目指して、認知症又は若年性認知症の人が、行いたい活動を行い、主体的な活動を引き出します。家族は、他の家族の関わりから家族関係や関わりに新たな気づきを得るほか、専門職及び他の家族との話し合いにより、介護負担、心理的負担の軽減ができるよう、他の事業と連携して支援していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数(回)	4	4	4

オ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（P98再掲）**【事業内容・方向性】**

認知症当事者が、地域づくりの一員として社会参加することができるよう後押しするため、市が配置するコーディネーターが、地域サポーター（認知症本人とその家族を含む）と、多職種の職域サポーター（地域の生活関連企業など）が、一つのチームとなった「チームオレンジ」をつくり、活動を支援します。

また、認知症の人が地域でやりたいこと・困っていることや家族が希望している支援と、ステップアップ研修を受けた認知症サポーターを中心とした支援者をマッチングし、ともに生きていく地域づくりを進めます。

カ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

【事業内容・方向性】

認知症の人が、日常生活で起こした事故により他者に損害を与えてしまったとき、本人の責任又は家族などの監督責任が問われ、法律上の賠償責任を負う場合があります。認知症の人とその家族にとっては生活上の不安となっているため、万が一そのような事案が生じた場合に、その賠償金を保険金で補償する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施します。

認知症になっても、本人及び家族が賠償責任を過度に恐れて行動を制限することなく、精神的・経済的に安心して、地域・自宅で今までどおりの生活や活動を続けていけるよう支援していきます。

なお、この事業は、認知症高齢者等見守り登録事業と連携して実施しています。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険加入者数(人)	65	75	85

※前期実績値は、P. 35 参照

6 暮らしを支える介護サービスの充実



(1) 介護予防サービスの提供

介護予防サービスは平成18年の介護保険制度改正により創設され、高齢者が要介護状態になることや、状態の悪化を防ぎ、生活機能の向上や改善を図ることを目的としたサービスで、要支援認定者が利用することができます。

介護保険制度改正により、平成29年度から介護予防サービスの一部が介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行されたため、介護予防サービスでは、心身機能低下を予防するサービスが主に提供されます。

① 居宅サービス

ア 介護予防訪問入浴介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、移動入浴車などが居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

イ 介護予防訪問看護

【事業内容】

要支援認定者に対し、主治医の指示のもと看護師などが居宅を訪問して療養上の世話や、必要な診療の補助を行います。

ウ 介護予防訪問リハビリテーション

【事業内容】

要支援認定者に対し、主治医の指示のもと理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法などの機能訓練を行います。

エ 介護予防居宅療養管理指導

【事業内容】

要支援認定者に対し、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

オ 介護予防通所リハビリテーション

【事業内容】

要支援認定者に対し、介護老人保健施設、病院などにおいて心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法及びその他必要な機能訓練を行います。

カ 介護予防短期入所生活介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、介護老人福祉施設などにおいて、短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

キ 介護予防短期入所療養介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、介護老人保健施設などにおいて、短期間入所し、医学的管理下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

ク 介護予防特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）など、介護保険が適用される特定施設に入所している要支援認定者に対し、介護予防サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

ケ 介護予防福祉用具貸与

【事業内容】

要支援認定者に対し、厚生労働大臣が定める福祉用具（歩行器や杖など）の貸与を行います。

コ 特定介護予防福祉用具販売

【事業内容】

要支援認定者に対し、厚生労働大臣が定める入浴又は排せつに用いる福祉用具（腰掛便座や入浴補助用具など）の購入費を対象に給付を行います。

サ 介護予防住宅改修

【事業内容】

要支援認定者に対する手すりの取り付けや段差解消などの厚生労働大臣が定める小規模な住宅改修費を対象に給付を行います。

シ 介護予防支援

【事業内容】

要支援認定者の生活機能の維持・向上を図り、要介護状態となることを予防するよう「介護予防」を重視した介護予防サービス計画を作成し、この計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう事業者などとの連絡調整を行います。

②地域密着型サービス

ア 介護予防認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症である要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

要支援認定者に対し、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供し、居宅での生活の継続を支援していきます。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症の状態にある要支援認定者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

(2) 介護サービスの提供

要介護認定者は本市においても年々増加しており、単身世帯や老々介護となる老夫婦のみ世帯、認知症や加齢による疾病により日常生活に困難が生じている高齢者世帯などにとって、介護サービスは必要不可欠なものとなっています。

今後も高齢化が進む中、市民がそれぞれの状態に応じた必要な介護サービスを持続的に受けることができるよう、介護保険サービスの提供体制の強化に努めていきます。

①居宅サービス

ア 訪問介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して入浴、排せつ、食事などの介護及びその他の日常生活上の支援を行います。

イ 訪問入浴介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、移動入浴車などが居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

ウ 訪問看護

【事業内容】

要介護認定者に対し、主治医の指示のもと看護師などが居宅を訪問して療養上の世話や、必要な診療の補助を行います。

エ 訪問リハビリテーション

【事業内容】

要介護認定者に対し、主治医の指示のもと理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問して心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法などの機能訓練を行います。

オ 居宅療養管理指導

【事業内容】

要介護認定者に対し、医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

カ 通所介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、通所介護事業所において入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

キ 通所リハビリテーション

【事業内容】

要介護認定者に対し、介護老人保健施設、病院などにおいて心身の機能維持や回復、日常生活上の自立を助ける理学療法、作業療法及びその他必要な機能訓練を行います。

ク 短期入所生活介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、介護老人福祉施設などにおいて、短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

ケ 短期入所療養介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、介護老人保健施設などにおいて、短期間入所し、医学的管理下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。

コ 特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）など、介護保険が適用される特定施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

サ 福祉用具貸与

【事業内容】

要介護認定者に対し、厚生労働大臣が定める福祉用具（特殊寝台や車いす など）の貸与を行います。

シ 特定福祉用具販売

【事業内容】

要介護認定者に対し、厚生労働大臣が定める入浴又は排せつに用いる福祉用具（腰掛便座や入浴補助用具など）の購入費を対象に給付を行います。

ス 住宅改修

【事業内容】

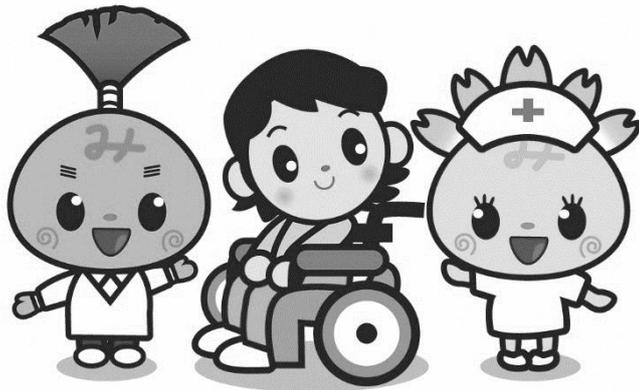
要介護認定者に対する手すりの取り付けや段差解消などの厚生労働大臣が定める小規模な住宅改修費を対象に給付を行います。

セ 居宅介護支援

【事業内容】

要介護認定者による居宅サービスの適正な利用などが可能となるよう、介護支援専門員が要介護認定者の心身の状況、置かれている環境、意向などに応じて、居宅サービス計画を作成します。この計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者などとの連絡調整を行います。

また、要介護認定者が介護保険施設に入所する場合には、介護保険施設の情報提供、調整等、その他の支援を行います。



②地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

要介護認定者に対し、日中・夜間を通じて、定期的に訪問介護員又は看護師などが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話又は療養上の世話もしくは必要な診療の補助を行います。

また、緊急時において利用者からの通報に応じて居宅訪問や電話による対応を行います。

イ 夜間対応型訪問介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、夜間において定期的に訪問介護員が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話を行います。

また、夜間の緊急時において利用者からの通報に応じて居宅訪問を行います。

ウ 認知症対応型通所介護

【事業内容】

認知症の要介護認定者専用の通所介護事業所において入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

エ 小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供し、居宅での生活の継続を支援します。

オ 認知症対応型共同生活介護

【事業内容】

認知症の状態にある要介護認定者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などの特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入所している要介護認定者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所している要介護認定者に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

ク 看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせ提供を行います。

ケ 地域密着型通所介護

【事業内容】

要介護認定者に対し、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所において、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

③施設サービス

ア 介護老人福祉施設

【事業内容】

介護老人福祉施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

イ 介護老人保健施設

【事業内容】

介護老人保健施設に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

ウ 介護医療院

【事業内容】

介護医療院に入所している要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

(3) 給付の適正化と人材確保等

要支援・要介護認定者が年々増加し、給付費の増加が課題となる中で、不適切な給付の削減を通じ、介護保険制度の持続可能性を高めるための介護給付の適正化の取組が重要となっています。

また、介護人材については、国は第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量などから、2025年度末までに必要な介護人材は約243万人、2024年度末までに必要な介護人材は約280万人となり、2019年度に比べ2024年度末には69万人の確保が必要になるとしています。本市においても、これらの課題を認識し、国や県と連携して介護給付の適正化と介護人材の確保及び資質の向上並びに業務効率化、生産性の向上に向けた取組を推進していきます。

①介護給付の適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とする介護保険サービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。各事業の詳細については、別に定める「第6期三島市介護給付適正化計画」に記載します。

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保とその結果としての費用の効率化、さらには不適切な給付の削減を通じて、介護保険制度の信頼度を高めていきます。

	事業名	趣旨
1	要介護認定の適正化	要介護認定のすべての申請に係る認定調査の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。 また、県主催の認定調査員研修などに参加するほか、市主催の認定調査員研修などを開催し、公正・公平な認定審査を行えるよう、資質向上に努めます。
2	ケアプラン等の点検	介護支援専門員の作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、点検を行うことにより受給者が真に必要なサービスを確保できるよう、事業者に対し適切な支援や助言をします。併せて、受給者が改修工事をする際の実態確認や竣工時の訪問調査などによる、不適切又は不要な住宅改修の防止、福祉用具の必要性や利用状況などの点検による不適切又は不要な福祉用具購入・貸与の防止に努めます。

	事業名	趣旨
3	縦覧点検・医療情報との突合	<p>静岡県国民健康保険団体連合会への委託により受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処置を行います。</p> <p>また、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の防止などを図ります。</p>
4	給付実績の活用	<p>国保連の給付実績の帳票を点検し、不適切な請求の防止を図ります。</p> <p>また、効果的な帳票点検を目的に、国保連が開催する研修会へ参加しスキルアップに努めます。</p>

②介護人材の確保・業務の効率化

少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、介護のケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、介護人材の確保及び介護の質の向上に向けた取組を進めます。

また、介護現場における事務等の負担軽減を図るため、国の方針に基づき、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化を行うとともに、ICTの活用など業務の改善及び効率化を推進します。

	実施目標	内容
1	人材の確保	<p>(1) 国や県などが行っている介護人材の確保に関する取組について、市民や事業者への情報提供に努めます。</p> <p>(2) 総合事業訪問型サービスの担い手となる地域の人材の育成に努めます。</p> <p>(3) 次代を担う小・中校生の介護職場への興味や関心を高める取組を進め、就労へつながるよう努めます。</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業所と近隣小中学校の生徒との交流を通じて、介護現場への理解を深め、介護に関する仕事の魅力を発信することにより、将来の介護人材需要を高めるよう努めます。</p>
2	人材の育成・専門性の向上	<p>(1) 自立支援を目指した適切な居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成ができるよう、三島市介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員などに対する研修会を開催します。</p> <p>(2) 居宅介護サービス計画について、介護支援専門員とともに点検・確認する中で、自立支援に資するケアマネジメントとなるよう介護支援専門員を支援します。</p> <p>(3) 事業者連絡会議や研修会の開催などにより、サービス事業者間の情報交換と連携調整を図るとともに、介護職員の資質の向上を目指します。</p> <p>(4) 職員研修等に関する費用を、市補助金にて助成します。</p>
3	事業者への指導・監督による人材の資質の向上	<p>市内の地域密着型サービス事業者、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を対象に指導を実施し、適正な運営の確保及び介護職員の資質向上を図ります。</p>

	実施目標	内容
4	業務の効率化	(1) 介護保険施設などに対する運営指導について、国の示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき実施し、介護現場の負担軽減に努めます。
		(2) 電子申請やデータ連携システム等により文書に係る負担軽減を図り、介護事業所の事務の簡素化に努めます。

③<<新規>>介護現場の生産性の向上と虐待防止対策の推進

介護現場が従事者と利用者にとって、より良い環境となるよう、リスクマネジメントやハラスメント対策、虐待防止を推進するよう、サービス提供事業者に対し、指導や支援を行います。

	実施目標	内容
1	介護現場の生産性の向上	(1) 介護現場において職員等が不当なハラスメントを受けることが無いよう、介護事業者における対策の確認に努め、介護人材の安定的な確保につなげます。
		(2) 事業者から提出された事故報告の分析を行うとともに、運営指導時には介護現場におけるリスクマネジメントの推進を図るよう支援します。
		(3) 介護事業者に、介護ロボットやICT等の導入に関する補助制度や機器に関する情報を提供することにより、介護現場の生産性の向上へつなげます。
2	施設等における虐待防止対策の推進	(1) 介護サービス事業者から虐待における報告があった場合は、定められた手順に従い速やかに対応し、適切に処理します。
		(2) 運営指導において、法で定められた虐待防止に関する組織や指針等が適切に整備されているか確認するとともに、虐待防止対策について支援・指導を行います。

第6章 介護保険サービス量等の見込みと 保険料

1 介護保険事業費の算定

各介護保険事業費の推計値については、12月に示される予定の介護報酬改定（案）を参考に作成していきます。

（1）介護予防サービス給付費の推計

作成中

（2）介護サービス給付費の推計

作成中

（3）標準給付費の推計

作成中

（4）地域支援事業費の推計

作成中

2 施設整備の考え方

（1）施設整備の目標

施設整備の目標については、12月に示される予定の介護報酬改定（案）を参考に作成していきます。

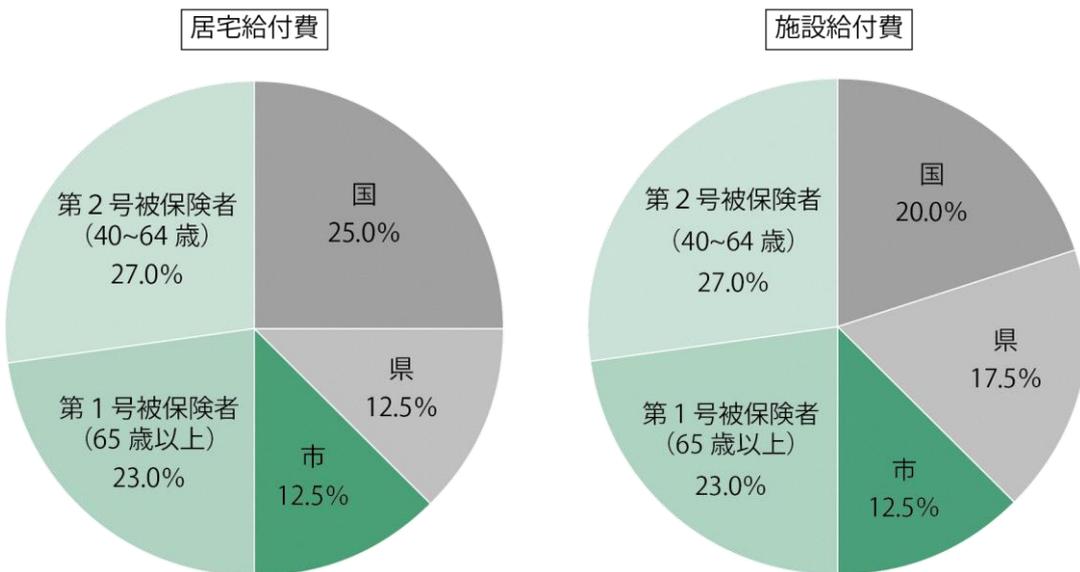
3 第1号被保険者保険料の算定

(1) 介護保険の財源

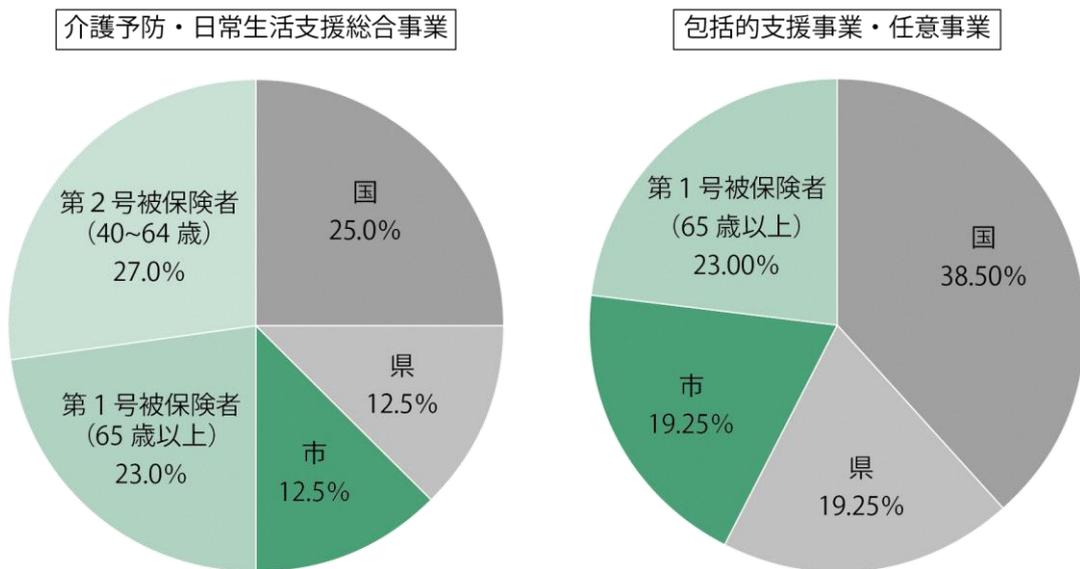
介護保険給付費の財源内訳については、下図のとおり、給付費の半分を国・県・市による公費、残りを第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40~64歳)が納める保険料で区分されています。

第1号被保険者保険料の負担割合は23%、第2号被保険者保険料の負担割合は27%となっています。

◎介護保険給付費



◎地域支援事業費



(2) 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は介護保険給付費の推計値から算定されるため、12月に示される予定の介護報酬改定(案)を参考に算定していきます。